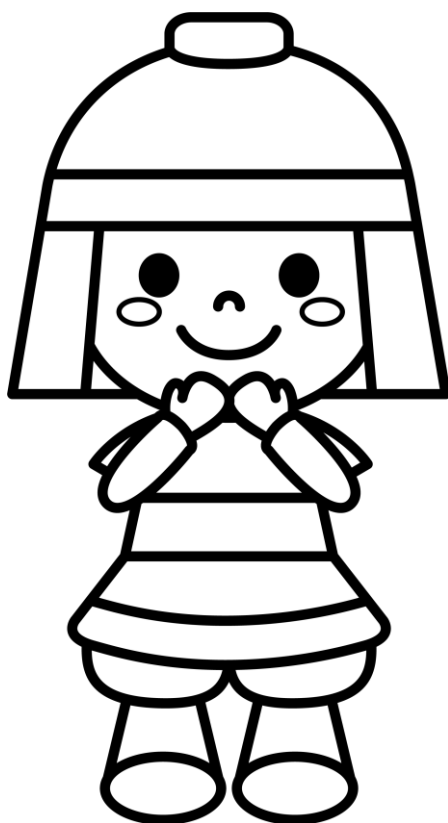


障がい者(児)福祉のあらまし



高 槻 市

発行：令和8年4月

「福祉のあらし」について

この冊子は、高槻市内にお住まいの障がい者の方とご家族の方々などのための、主な制度や窓口などについてご案内しています。

なお、この冊子における「障がい者手帳」とは、「身体障がい者手帳」、「療育手帳」、「精神障がい者保健福祉手帳」のことをいいます。

このあらしの内容は、各担当課などのホームページなどを参照し、簡潔にまとめたものです。作成にあたっては、その内容の確認を行っておりますが、制度の詳細や各要件など、詳しい内容につきましては、それぞれの窓口にお問い合わせ下さい。

内容は、作成時点のものであり、制度が変更される場合もありますので、ご了承ください。

〒569-0067

高槻市桃園町2番1号 本館1階 13番窓口

TEL (072) 674-7164

FAX (072) 674-7188

高槻市健康福祉部福祉事務所障がい福祉課

個人番号（マイナンバー）制度について

平成 28 年 1 月から、社会保障・税・災害対策の 3 分野の行政手続でマイナンバーの利用が始まっています。

この「あらし」で掲載している障がい福祉に関するサービス等においては、主に以下の手続きで、申請書等にマイナンバーの記載が必要となります。

また、マイナンバーを記載した申請書等を提出する際には、本人確認が必要となります。手続きの際に、マイナンバーのわかるもの（個人番号カード・通知カード等）と、障がい者手帳・運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。

なお、平成 29 年 1 1 月からマイナンバー制度の本格運用が開始されたことに伴い、課税証明書等が省略できる場合があります。

【マイナンバーが必要な主な手続き】

- ・障がい福祉サービス（ホームヘルプ、ショートステイなど）
- ・自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）
- ・補装具
- ・日常生活用具
- ・障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当
- ・身体障がい者手帳
- ・精神障がい者保健福祉手帳
- ・療育手帳

【本人確認書類】顔写真つき証明書は 1 点、それ以外は 2 点必要です

(1) 顔写真つき証明書の例

個人番号（マイナンバー）カード、運転免許証、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降交付のもの）、パスポート、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、住民基本台帳カードなど顔写真付きの証明書

(2) 顔写真の無い証明書の例

健康保険証、年金手帳、特別児童扶養手当証書、年金証書など

目 次

等級別福祉制度早見表

① 障がい者手帳(P1～P3)

身体障がい者手帳

【身体障がい者手帳診断料助成】

療育手帳

精神障がい者保健福祉手帳

② 手当・年金などについて(P4～P7)

手 当

【特別児童扶養手当】

【障がい児福祉手当】

【特別障がい者手当】

【大阪府重度障がい者在宅生活応援制度】

【児童扶養手当】

大阪府障がい者扶養共済制度

各種障がい年金

【障がい基礎年金】

【特別障がい給付金制度】

【障がい厚生年金】

自動車事故対策機構（NASVA）による

介護料支給

③ 各種税控除(P8～P9)

市民税・所得税など

【市民税の障がい者控除】

【市民税の非課税措置】

【所得税などの控除】

【少額貯蓄の利子等の非課税】

【個人事業税】

自動車税関係

【自動車税の減免】

【軽自動車税の減免】

④障がい福祉サービスなど(P10～P19)

障がい福祉サービス

【介護給付・訓練等給付】

【地域相談支援】

【計画相談支援】

高額障がい福祉サービス等給付費

新高額障がい福祉サービス等給付費

移動支援・日中一時支援・地域活動支援センター（Ⅱ型・Ⅲ型）

【移動支援】

【日中一時支援】

【地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型】

重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業

雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業

在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス

地域活動支援センターⅠ型

意思疎通支援

【意思疎通支援事業】

【入院時コミュニケーション支援】

【大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業】

障がい児入所・通所支援サービス

【通所支援】

【障がい児相談支援】

【入所支援】

介護保険

⑤ 補装具・日常生活用具など(P20～P31)

補装具費の給付

日常生活用具給付事業

日常生活用具種目一覧

点字図書の購入費用の給付

緊急通報装置の設置

住宅改造助成

高齢者等ごみ出し支援

⑥医療費の負担軽減(P32～P35)

自立支援医療

- 【更生医療】
- 【育成医療】
- 【精神通院医療】
- 【育成医療診断書の作成費用の助成】

重度障がい者医療費助成

後期高齢者医療制度

⑥ 交通(P36～P40)

高槻市営バス

- 【高槻市営バス乗車券】
- 【高槻市営バス通学通園時等の介護者助成】

タクシー運賃

- 【高槻市重度障がい者福祉タクシー料金助成】
- 【タクシー運賃割引】

その他交通機関の割引

- 【鉄道各社・バス・旅客船・航空など】

自動車の利用

- 【有料道路通行料金の割引】
- 【駐車禁止除外指定車標章】
- 【大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度】
- 【高槻市自動車改造助成事業】
- 【身体障害者自動車教習費等の交付】

⑧各種料金の減免(P41～P45)

NHK 放送受信料の減免

郵便料金の減免

- 【青い鳥郵便はがきの無償配布】
- 【その他】

NTT の無料番号案内(ふれあい案内)

ジェイコム の料金減免

携帯電話の料金割引

高槻市内の公共施設などの割引

- 【市立自転車駐車場】
- 【市営駐車場】
- 【その他市内公共施設】

各種施設の割引

障がい者手帳アプリ「ミライロID」

⑨相談(P46～P57)

相談窓口

- 市役所などの相談窓口
- 障がい者相談支援事業所一覧
- 障がい者相談員

障がい者団体など

- 【障がい当事者・家族団体】
- 【ボランティア団体】
- 【協会など】

障がい者虐待に関する相談窓口

成年後見制度に関する相談窓口

就労に関する相談窓口

就学に関する相談窓口

消費生活に関する相談窓口

⑩緊急時の支援(P58～P60)

高機能消防指令センター

- (消防緊急情報システム)

災害時要援護者支援事業

救急医療情報キット

緊急・災害情報伝達サービス

聴覚・言語障がい者向け緊急通報システム

Net119

⑪その他(P61～P63)

高槻市社会福祉協議会

郵便による不在者投票

歯科診療

大阪府営住宅

広報誌の点字版、音声版、手話版

⑫巻末

障がい者のためのシンボルマーク

等級別福祉制度早見表

○=手帳の等級上該当する制度です。▲=等級以外の要件があります。
(身体障がい者手帳の等級は総合等級を示します。)

身体障がい者手帳						療育手帳			精神障がい者手帳			制 度 及 び 事 業	掲載 ページ
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3		
政令で定められた障がい程度 (視覚・平衡機能・聴覚・音声言語・そしゃく・肢体・内部、知的、精神の障がい児)												特別児童扶養手当	4
政令で定められた障がい程度												障がい児福祉手当	4
▲	▲ (一部)					▲ (最重 度)			▲ (最重 度)			特別障がい者手当	4
▲	▲					▲						大阪府重度障がい者在宅生活応援制度	5
父又は母が一定の障がい状態にある場合、受給できることがあります。												児童扶養手当	5
手帳の等級要件なし (加入対象者(保護者など)に特別な疾病又は障がいがあると加入できません。)												大阪府障がい者扶養共済制度	5
手帳の等級要件なし (障がい年金を受け取るための要件があります。)												各種障がい年金	6
自動車事故が原因で「脳」「脊髄」「胸腹部臓器」に重度の後遺障がい状態が残り、介護が必要となった方に、介護料が支給される可能性があります。												自動車事故対策機構(NASVA)による介護料支給	7
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市民税・所得税など	8~9
手帳の種別及び等級などにより控除の種類や額が異なります。													
障がいの程度によって、要件が異なります。												自動車税関係	
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	障がい福祉サービス※、移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター(Ⅱ型・Ⅲ型)、重度訪問介護利用者等大学等修学支援、重度障がい者等就労支援	10~16
▲ (下 肢・体 幹)	▲ (下 肢・体 幹)											在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス※	15
右記掲載ページを参照の上、施設へお問い合わせください。												地域活動支援センターⅠ型	
▲	▲	▲	▲	▲	▲							意思疎通支援事業 (入院時コミュニケーション支援事業除く)	16~18
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	入院時コミュニケーション支援事業	
▲	▲	▲	▲	▲	▲							大阪府盲ろう者通訳・介助派遣事業	
手帳の等級要件なし (制度の詳細は、担当窓口までお問い合わせください。)												障がい児入所・通所支援サービス、介護保険	17~19
▲	▲	▲	▲	▲	▲							補装具費の給付※	20~21
▲	▲	▲	▲	▲	▲							補装具費診断料助成	21
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲			▲			日常生活用具給付事業※	21~29

※＝保険制度優先を示します。

この表はあくまで目安ですので、詳細は、各ページ掲載の問合せ先までお問い合わせください。

内 容
20歳未満の在宅の障がい児を養育されている方に支給されるものです。 一定額以上の所得がある場合、支給されません。
20歳未満で常時介護が必要な在宅の方に支給されるものです。 一定額以上の所得がある場合、支給されません。
20歳以上で常時、特別の介護が必要な在宅の方に支給されるものです。 一定額以上の所得がある場合、支給されません。
重度の身体障がいかつ重度の知的障がいのある障がい者を介護している人に対して支給されるものです。 障がい者が入所等及び入院している場合、または特別障がい者手当を受給している場合は支給されません。
要件に該当する児童を養育している方に支給されるものです。くわしくは左記掲載ページの担当窓口までお問い合わせください。
障がい者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより、加入者が死亡または重度の障がいを有することとなったとき、障がい者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。 加入対象者は次の3つの要件を満たしている人です。 ①大阪府内に住所がある、②65歳未満、③特別な疾病または障がいがないこと
一定の要件を満たすと、初診日において加入していた年金制度から支給される障がい年金があります。
要件に該当する方の介護用品の購入等・在宅介護サービス・介護用消耗品の購入に対し支給されるものです。くわしくは左記掲載ページの問合せ先までお問い合わせください。
各種税の控除を受けることができます。詳細は、各窓口までお問い合わせください。
一定の要件に該当する場合に、減免を受けることができます。 申請期限がありますので、詳細はお早めに担当窓口までお問い合わせください。
申請に基づき、障がいの程度や勘案事項等を踏まえて居宅介護などの福祉サービスを受けることができます。 利用を希望される方は障がい福祉課までご相談ください。 利用者負担は原則1割で、世帯の収入状況に応じて上限月額が設けられています。
在宅の重度身体障がい者（児）で、家族等の介助だけでは入浴が困難な方が、浴槽を事業者が自宅に持ち込み、専門の介助者の下で入浴サービスを受けることができる制度です。 世帯の収入状況に応じて負担上限月額が設けられており、その他要件が設けられています。
障がい福祉に関する情報提供や、地域生活に関して様々な支援を行っています。専門職員による相談支援（面接、電話、訪問）、地域交流や仲間作り、レクリエーション活動なども行っています。また憩いの場所としても利用できます。
聴覚・言語機能に障がいのある方が公的機関に行かれる際などに、手話通訳者や要約筆記者の派遣を受けることができる制度です。
手話通訳や要約筆記以外に特別な意思疎通の支援が必要な障がい者が医療機関に入院した場合、医療機関従事者との意思疎通を行う支援者を派遣します。
視覚及び聴覚で障がい重複している方（盲ろう者）が、公的機関に行かれる際などに、盲ろう者通訳・介助者の派遣を受けることができる制度です。事前登録が必要です。
児童福祉法に基づく通所などのサービスや介護保険法によるサービスなどがあります。詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。
身体上の障がいを補うための用具の購入費等の支給を受けることができる制度です。障がいの部位等によって対象となる補装具が異なります。 利用者負担は原則1割で、世帯の収入状況に応じて上限月額が設けられています。 必ず購入などする前に障がい福祉課までお問い合わせください。
補装具費の給付申請のために要した診断料を助成する制度です。
在宅で生活している障がい者に対して、日常生活がより円滑に行われるよう必要に応じて用具の購入に係る費用などが支給される制度です。 利用者負担は原則1割で、世帯の収入状況に応じて上限月額が設けられています。 必ず購入などする前に障がい福祉課までお問い合わせください。

等級別福祉制度早見表

○=手帳の等級上該当する制度です。▲=等級以外の要件があります。
(身体障がい者手帳の等級は総合等級を示します。)

身体障がい者手帳						療育手帳			精神障がい者手帳			制 度 及 び 事 業	掲 載 ペ ー ジ
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3		
												点字図書の購入費用の給付	30
▲	▲											緊急通報装置の設置	30
▲ (要件有)	▲ (要件有)	▲ (要件有)					▲					住宅改造助成	30~ 31
▲	▲						▲		▲			高齢者等ごみ出し支援	31
▲	▲	▲	▲	▲	▲							自立支援医療（更生医療）	32~ 33
18歳未満の身体に障がいのある児童で、認定を受けた方												自立支援医療（育成医療） 育成医療診断書の作成費用の助成	
手帳要件なし (精神疾患での通院で、大阪府の認定を受ける必要があります。)												自立支援医療（精神通院）	
▲	▲						▲	▲ (一部)		▲		重度障がい者医療費助成	34
▲	▲	▲	▲ (一部)				▲		▲	▲		後期高齢者医療制度	35
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	高槻市営バス乗車券	36
第1種又は療育手帳B1又は12歳未満の身体・知的障がい児の付添人が対象です。												高槻市営バス通学通園時等の介護者助成	36
▲	▲	▲ (体幹)					▲		▲			高槻市重度障がい者福祉 タクシー料金助成	37
利用されるタクシー会社にお問い合わせください。												タクシー運賃割引	37
利用される各会社にお問い合わせください。												その他公共交通機関の割引 (電車・バス・船舶・航空など)	38
手帳に第1種と記載された障がい者・児童、 または第2種と記載のある身体障がい者												有料道路通行料金の割引	38~ 39
障がい部位などにより異なります。												① 駐車禁止除外指定車標章 ② 大阪府障がい者等用駐車区画利用証	39
▲	▲	▲	▲	▲	▲							① 高槻市自動車改造助成事業 ② 身体障がい者自動車教習費等の交付	39~ 40

※＝保険制度優先を示します。

この表はあくまで目安ですので、詳細は、各ページ掲載の問合せ先までお問い合わせください。

内 容
視覚障がいによる身体障がい者手帳を交付されていて、一般図書による情報入手が困難な障がい者が点字図書を購入する際にかかる費用が支給される制度です。
急病や緊急時の連絡手段として、一人暮らしの重度身体障がい者が緊急通報装置の貸与を受けることができる制度です。ただし、65歳以上の方については、長寿介護課にご相談ください。
自宅での移動・排泄・入浴等の動作が困難な場合に、自宅を安全で利便性に優れたものに改造する際の費用の助成を受けることができる制度です。必ず、施工前にご相談ください。
日常的な家庭ごみの排出が困難な高齢者等で構成された世帯に対し、市が個別に訪問し家庭ごみの収集を行います。
障がいを軽減し、日常生活の困難を改善するために指定医療機関でその身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合、その医療費の一部の助成を受けることができる制度です。
障がいのある児童に対し、生活能力を得るために指定医療機関でその身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合、その医療費の一部の助成を受けることができる制度です。
精神疾患などで指定医療機関に通院する際の医療費（入院中は不可）や薬代、デイケア、訪問看護にかかる医療費の一部の助成を受けることができる制度です。
要件を満たす障がい者又は障がい児が通院または入院される際の医療費の軽減を受けることができる制度です。
65歳から74歳の方で、申請により広域連合が一定の障がいがあると認められた方について、通常75歳以上を対象とする後期高齢者医療保険に加入することができます。
障がい者手帳を所持されている方が、高槻市営バスに乗車する際に利用することで、運賃が無料になります。また、等級等によっては介護者の方の運賃の割引を受けることができます。
一定の要件を満たす障がい者又は障がい児の付添人が、障がい者又は障がい児と一緒に高槻市営バスを利用して、通学・通園をされる場合、その付添人が、3か月ごとの高槻市営バス定期券の交付を受けることができます。
運賃の基本料金相当額を助成する福祉タクシー利用券を、年間最大48枚（4枚／月×残月数）の交付を受けることができます。指定するタクシー会社以外での利用はできません。
障がい者手帳を所持していることでタクシー運賃の割引を受けることができる場合があります。
障がい者手帳を所持していることで各種公共交通機関の運賃の割引を受けることができる場合があります。
事前申請による登録を行った障がい者手帳の証明欄を提示することにより、全国の有料道路における料金が5割引となります。
①現に使用中の車両について、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章（以下「除外標章」といいます。）を掲出することにより、道路標識等により駐車を禁止した場所などの駐車禁止規制の対象から除外されます。 ②移動に配慮を要する方々が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などにおける車いす使用者用の駐車区画等をご利用いただくための利用証を交付します。
①自動車運転免許証において、運転できる自動車の種類等が限定されている身体障がい者が、自ら所有し運転する自動車を改造する際にその経費を助成する制度です。 ②身体障がい者が自動車運転免許証を取得された際に要した経費の一部の助成を受けることができる制度です。

等級別福祉制度早見表

○=手帳の等級上該当する制度です。▲=等級以外の要件があります。
(身体障がい者手帳の等級は総合等級を示します。)

身体障がい者手帳						療育手帳			精神障がい者手帳			制 度 及 び 事 業	掲 載 ペー ジ
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3		
詳細は、右記掲載ページを参照してください。												NHK放送受信料の減免	41
各事業者へお問い合わせください。												郵便料金の減免、 NTTの無料番号案内、 ジェイコム料金の減免、 携帯電話の料金割引	41~ 42
詳細は、右記掲載ページを参照してください。												高槻市内の公共施設などの割引	43~ 45
各事業者及び施設へお問い合わせください。												各種施設の割引 障がい者手帳アプリ「ミライロ D」	45
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	相談窓口	46~ 49
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障がい者相談員	50
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障がい者団体など	51~ 54
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障がい者虐待に関する相談窓口	55
詳細は、右記掲載ページを参照してください。												成年後見制度に関する相談窓口	55~ 56
詳細は、右記掲載ページを参照してください。												就労に関する相談窓口	56~ 57
詳細は、右記掲載ページを参照してください。												就学に関する相談窓口	57
▲	▲					▲			▲			高機能消防指令センター (消防緊急情報システム)	58
上記の印の方以外で希望される方は、右記までお問い合わせください。													
▲	▲					▲			▲			災害時要援護者支援事業	58
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	救急医療情報キット	59
▲	▲	▲	▲	▲	▲							緊急・災害情報伝達サービス (障がい者・高齢者向け)	60
上記の印の方以外で希望される方は、右記までお問い合わせください。													
▲	▲	▲	▲	▲	▲							聴覚・言語障がい者向け緊急通報シ ステム Net119	60
上記の印の方以外で希望される方は、右記までお問い合わせください。													
詳細は、右記掲載ページを参照してください。												高槻市社会福祉協議会	61
▲ (要件 有)	▲ (要件 有)	▲ (要件 有)										郵便による不在者投票	62
詳細は、右記掲載ページを参照してください。												歯科診療	62
世帯の状況によって手帳要件が変わる場合があります。												大阪府営住宅	62
詳細は、右記掲載ページを参照してください。												広報誌の点字版、音声版、手話版	63

※＝保険制度優先を示します。

この表はあくまで目安ですので、詳細は、各ページ掲載の問合せ先までお問い合わせください。

内 容
全額免除と半額免除の2種類があります。 全額免除は、障がい者手帳所持者の世帯構成員全員の市町村民税が非課税の場合です。 半額免除は、重度の障がい者又は視覚障がい者又は聴覚障がい者が契約者かつ世帯主である場合です。
郵便料金、NTT無料番号案内、ジェイコム、携帯電話などの料金が割引や減免される場合があります。 詳しくは、各事業者や施設へお問い合わせください。
高槻市内の一部の施設について、障がい者手帳等を提示することにより、割引を受けることができます。
映画館などの文化施設等の料金が割引や減免される場合があります。 詳しくは、各事業者や施設へお問い合わせください。
様々な日常生活上のお困りごとの相談や就労に関する相談などの窓口があります。
地域の相談員が様々な日常生活上のお困りごとの相談などをお聞きします。
各種行事などを行っています。
障がい者に対する虐待についての相談窓口です。
障がい者の方の成年後見制度に関する相談窓口です。
障がい者の方の就労に関する相談窓口です。
障がい者の方の就学に関する相談窓口です。
障がい者に対する消防（火災、救急、救助）活動の充実を図るため、対象者の情報を高槻市消防本部へ登録します。これらの個人情報については、災害時における消防活動以外には使用しません。高槻市消防本部は、この消防緊急情報システムの活用を推進しておりますので、ご協力お願いします。
災害時の避難支援等をすみやかにできる体制づくりを進めるため、市に申請いただいた対象者の情報を、民生委員児童委員、地区福祉委員会、地区コミュニティなどの地域の団体に提供します。 個人情報については、事業の目的以外には使用しません。支援を希望される方は、事前に申請が必要です。
救急の時に駆けつけた救急隊が迅速に必要な情報を把握し、スムーズな対応に繋がられるよう、持病やかかりつけ病院、障がいの内容などを書いた紙を入れ、冷蔵庫に保管するためのものです。
防災行政無線（屋外スピーカー）の放送で緊急・災害情報を確認することが困難な対象者に、緊急・災害情報を『電話』『FAX』『メール』のいずれかで配信します。
携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して119番通報を行うことができるサービスです。 利用するには携帯電話やスマートフォンを使用して事前に登録が必要です。
地域福祉の推進を目的に住民組織や公私の社会福祉の関係機関・団体で構成する団体で、移送サービス、車いすの貸し出し、福祉資金の貸付、日常生活自立支援事業などを行っています。
身体に重度の障がいのある有権者が、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けることにより、郵便等による不在者投票をすることができます。
一般の歯科診療所では治療が困難な方は、左記掲載ページの施設に御相談ください。
一定の要件に該当する場合に、福祉世帯・車いす世帯向けの大阪府営住宅に申し込むことができます。詳細は、大阪府住宅供給公社にお問い合わせいただくか、申込書をご確認ください。
広報誌の点字版と音声版を発行しています。また、広報誌を題材にした手話DVDも貸し出しています。

① 障 がい 者 手 帳

障がい者手帳は、各種の支援・サービスを受けたり、相談をされる際に必要となるものです。また、生活保護を受給されている方は、手帳の交付や、等級が変更になった場合には、必ず、担当ワーカーへお知らせください。

どの障がい者手帳の申請にも、「**個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたはマイナンバーカード）と身分を証明できる書類**」が必要です。詳細は、「高槻市障がい福祉課」までお問合せください。

身体障がい者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある方に交付されるものです。

※身体障がい者手帳の申請には、指定医師の診断書が必要となりますので、手帳の交付を受けようとする場合には、あらかじめ高槻市障がい福祉課、または主治医へご相談ください。

窓 □：高槻市障がい福祉課（市役所本館1階13番窓口）
電 話（072）674-7164
FAX（072）674-7188

障 がい の 等 級：重度の側から1級から6級の等級が定められています。

対象となる障がい：●視覚障がい、●聴覚または平衡機能の障がい、
●音声機能、言語またはそしゃく機能の障がい、●肢体不自由、
●心臓の機能障がい、●じん臓の機能障がい、
●呼吸器の機能障がい、●ぼうこうまたは直腸の機能障がい、
●小腸の機能障がい、
●ヒト免疫不全ウイルスによる機能障がい、
●肝臓の機能障がい

新 規 手 続 き：○指定医師の診断書（所定の用紙）、○顔写真（たて4cm×よこ3cm、撮影から1年以内で顔がわかるもの（帽子をかぶっていないもの）、以下同様です。）

等 級 変 更 ・ 追 加：すでに手帳の交付を受けた方で、障がいの程度の変更や新たな障がいの追加がある場合は、上記、新規手続きに必要なものに、手帳を添えて障がい福祉課の窓口へ申請してください。

再 交 付 ・ 変 更：交付されている手帳をなくした、または破損した場合や氏名の変更があった場合は障がい福祉課の窓口へ届け出てください。再交付を希望される場合、顔写真が必要です。

居 住 地 の 変 更：居住地を変更した場合は、手帳を持参の上、障がい福祉課へ届け出てください。ただし、**市外へ転居された場合は、転居先市町村の担当課**へ届け出てください。

返 還：手帳の交付を受けた方が障がいの有さなくなったとき、または死亡された場合は、手帳を持参のうえ、上記窓口へ届け出てください。

【身体障がい者手帳診断料助成】

身体障がい者手帳交付申請のために要した診断料を助成します。

対 象 者：市民税所得割非課税世帯で身体障がい者手帳の申請をする方。なお、世帯は、住民票上の世帯全員です。生活保護を受給している場合は、担当ワーカーにご相談ください。

助 成 額：身体障がい者手帳交付申請のために要した診断料

手 続 き：身体障がい者手帳申請時に、○障がい者手帳の対象者本人名義の銀行口座の口座番号がわかる通帳もしくは口座番号がわかる書類、○領収書を持参してください。後日、指定の銀行口座に振り込みます。

療 育 手 帳

申請後、大阪府の機関により、知的障がいの判定を受けられた方に対して交付されるものです。

窓 口：高槻市障がい福祉課（072）674-7164
市役所本館1階13番窓口

判 定 機 関：18歳未満 大阪府吹田子ども家庭センター
18歳以上 大阪府障がい者自立相談支援センター

障 がい の 程 度：重度の側からA、B1、B2の等級が定められています。

新 規 手 続 き：○顔写真（たて4cm×よこ3cm、撮影から1年以内で顔がわかるもの（帽子をかぶっていないもの）、以下同様です。）

更 新 手 続 き：療育手帳交付の際に、次回の判定時期が指定されますので、その時期までに更新手続きが必要です。○顔写真○手帳を持参してください。

居住地・氏名変更：居住地・氏名を変更した場合は、手帳を持参の上、高槻市障がい福祉課へ届け出てください。ただし、市外へ転居された場合は、転居先市町村の担当課へ届け出てください。

再 交 付：交付されている手帳をなくした、または破損した場合など、療育手帳の再交付を希望される場合には、障がい福祉課の窓口へ届け出てください。

再交付の申請時には、写真、交付されている手帳（紛失の場合を除く）が必要です。

返 還：手帳の交付を受けた方が非該当と判定されたとき、または死亡された場合は、手帳を持参のうえ、上記窓口へ届け出てください。

精神障がい者保健福祉手帳

一定程度の精神障がいの状態にある方に交付されるものです。

※精神障がい者保健福祉手帳の申請には、医師の診断書が必要となる場合がありますので、手帳の交付を受けようとする場合には、あらかじめ高槻市障がい福祉課、または主治医へご相談ください。

窓 口：高槻市障がい福祉課（072）674-7164
市役所本館1階13番窓口

障がいの等級：重度の側から1級から3級の等級が定められています。

留意点：初診日から6ヶ月以上経過していることが必要です。

新規手続き：○顔写真（たて4cm×よこ3cm、撮影から1年以内で顔がわかるもの、以下同様です。）、

○医師の診断書、または障がい年金の年金証書※

※障がい年金の証書で申請する場合は、次の書類も必要です。

また、判定機関より診断書を求められる場合があります。

(1)一番最近の年金振込通知書の写し、または一番最近の年金支払通知書の写し

(2)年金事務所、または共済組合等に照会するための「同意書」（所定の用紙を窓口に用意しています。）

手帳の有効期限：手帳の有効期限は2年です。

等級変更：すでに手帳の交付を受けた方で、障がいの程度の変更があったと思われる方は、医師にご相談の上、必要に応じて申請してください。

居住地・氏名変更：居住地を変更した場合は、手帳を持参の上、障がい福祉課へ届け出てください。ただし、市外へ転居された場合は、転居先市町村の担当課へ届け出てください。

再交付：交付されている手帳をなくした、または破損した場合など、精神障がい者保健福祉手帳の再交付を希望される場合には、障がい福祉課の窓口へ申請してください。

返還：手帳の交付を受けた方が死亡された場合、または手帳が不要になったなどの場合には、手帳を返還しなければなりません。高槻市障がい福祉課へ届け出てください。

② 手当・年金などについて

手当の支給額については、令和8年4月時点のものです。

手 当

【特別児童扶養手当】

20歳未満で、政令に規定する障がいの状態の児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか一人）または父母にかわって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持）する方に支給されます。

窓 〇：高槻市障がい福祉課（072）674-7164
市役所本館1階13番窓口

支 給 額：1級 月額58,450円、2級 月額38,930円

支給の制限など：〇手当を受ける方、または児童が国内に住所を有しないとき
〇児童が児童福祉施設、障がい者福祉施設に入所しているとき
（母子生活支援施設、保育所を除きます。）
〇児童が障がいを事由とする公的年金を受けることができるとき
〇父母、養育者または扶養義務者の所得が一定額以上のとき

【障がい児福祉手当】

20歳未満で、政令に規定する重度の障がいの状態で、日常生活において常時の介護を必要とする方に支給されます。

窓 〇：高槻市障がい福祉課（072）674-7164
市役所本館1階13番窓口

支 給 額：月額16,560円

支給の制限など：〇児童が障がい児入所施設などに入所しているとき
〇児童が障がいを事由とする公的年金を受けることができるとき
〇父母、養育者または扶養義務者の所得が一定額以上のとき

【特別障がい者手当】

20歳以上で、身体または精神（知的を含む）に著しく重度の障がいで、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態の方に支給されます。

窓 〇：高槻市障がい福祉課（072）674-7164
市役所本館1階13番窓口

支 給 額：月額30,450円

支給の制限など：〇障がい者支援施設などに入所しているとき
〇病院、診療所または老人保健施設に継続して3ヶ月を超えて入院しているとき
〇申請者本人、その配偶者または扶養義務者の所得が一定額以上のとき

【大阪府重度障がい者在宅生活応援制度】

重度障がい者（身体障がい者手帳1級、2級と療育手帳Aを併せて持っている方）と同居している介護者の方へ給付金を支給します。

窓 口：高槻市障がい福祉課（072）674-7164
市役所本館1階13番窓口

支 給 額：月額10,000円

支給の制限など：○重度障がい者が、施設へ入所、グループホームに入居、病院に入院（付添が必要な場合を除く）しているとき
○重度障がい者が、特別障がい者手当を受給できるとき
○介護者が報酬を得て介護しているとき

【児童扶養手当】

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

条件にあてはまる児童を監護している父または母、その父母にかわってその児童を養育している人（児童と同居し、監護し、生計を維持している人）が受給できます。

条件の内の一つに、父または母が政令で定める程度の障がいの状態であることが含まれています。

また、児童扶養手当における「児童」は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を指しますが、児童が政令で定める程度の障がいの状態である場合は、20歳未満の児童も含まれます。

制度の詳細につきましては、下記窓口までお問い合わせください。

窓 口：高槻市子ども政策課（072）674-7832
市役所総合センター7階

大阪府障がい者扶養共済制度

障がい者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより、加入者が死亡または重度の障がいをもつこととなったとき、障がい者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。

窓 口：高槻市障がい福祉課（072）674-7164
市役所本館1階13番窓口

加入できる人：1～3級の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を所持する、またはそれと同程度の永続的な障がいがある障がい者（児）の保護者であって、次の全てにあてはまる方
(1)大阪府内に住所があること。
(2)65歳未満であること。
(3)特別の病気や障がいがないこと。

掛 金：加入時の年齢によって決まっています。加入時、加入者の健康状態の審査があります。課税状況等に応じて、減免制度があります。

各種障がい年金

【障がい基礎年金】

障がいの原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあり、一定の要件に該当する場合に受給することができます。

- ・国民年金加入期間
- ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間

制度の詳細につきましては、下記窓口までお問合せください。

窓 口： ○高槻市市民課 国民年金チーム（072）674-7073
市役所本館1階1番窓口
○吹田年金事務所（06）6821-2401（代表）
〒564-8564 吹田市片山町2-1-18

【特別障がい給付金制度】

国民年金が任意加入とされていた時期に加入していなかったことにより、障がい基礎年金を受給することができない障がい者の方を対象とした制度です。受給には一定の要件があります。

制度の詳細につきましては、下記窓口までお問合せください。

窓 口： ○高槻市市民課 国民年金チーム（072）674-7073
市役所本館1階1番窓口
○吹田年金事務所（06）6821-2401（代表）
〒564-8564 吹田市片山町2-1-18

【障がい厚生年金】

厚生年金加入中に初診日がある病気やけがが原因で障がいの状態になったときに、一定の要件に該当する場合に受給することができます。

制度の詳細につきましては、下記窓口までお問合せください。

窓 口： 吹田年金事務所（06）6821-2401（代表）
〒564-8564 吹田市片山町2-1-18

※共済組合加入中の方は、各共済組合等へお問合せください。

自動車事故対策機構（NASVA）による介護料支給

自動車事故を原因として「脳」「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺障がいを持つため、日常生活動作について「常時」または「随時」の介護が必要となった方に、「独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）」から介護料が支給されます。

制度の詳細につきましては、下記問合せ先までお問い合わせください。

問 合 せ 先：独立行政法人自動車事故対策機構

大阪主管支所（06-6942-2804）

〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8

中央大通 FNビル10F

支 給 対 象 費 用：介護用品の購入等・在宅介護サービス・介護用消耗品の購入

支 給 の 制 限：(1)次のような支援を受けている方は、支給の対象になりません

- ① NASVA 療護施設に入院している方
- ② 他法令に基づく施設に入所している方
- ③ 介護保険法、労働保険法など他法令に基づく介護料相当の給付を受けている方等

(2)主たる生計維持者の合計所得金額が年間 1,000 万円を超えると認められたとき

③ 各種税控除

※手続きの方法等、詳細につきましては、各問合せ先にお問い合わせください。

市民税・所得税など

【市民税の障がい者控除】

問 合 せ 先：高槻市市民税課（072）674-7132
市役所総合センター1階25番窓口

内 容：

本人が障がい者である場合、又は控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（年少扶養親族を含む）が障がい者である場合は、障がい者控除が受けられます。

名称	控除額	
特別障がい者	30万円	身体障がい者手帳1級、2級、療育手帳A、または精神障がい者保健福祉手帳1級所持者
同居特別障がい者	23万円の加算	控除対象配偶者及び控除対象扶養親族（年少扶養親族を含む）が特別障がい者で同居している場合
普通障がい者	26万円	特別障がい者以外の障がい者手帳所持者

【市民税の非課税措置】

問 合 せ 先：高槻市市民税課（072）674-7132
市役所総合センター1階25番窓口

内 容：合計所得金額が135万円以下の場合は非課税となります。

【所得税などの控除】

問 合 せ 先：茨木税務署（072）623-1131（自動音声案内）
〒567-8565 茨木市上中条1丁目9番21号
※申告などの個別相談の手続きなどの個別相談を希望される場合、事前予約が必要です。

内 容：所得税、相続税、贈与税など
詳細につきましては、「国税庁ホームページ」内、「暮らしの税情報」の「障害者と税」を参照してください。

【少額貯蓄の利子等の非課税】

一定の預貯金等の利子等について、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。

問 合 せ 先：各金融機関、または茨木税務署

手 続 き：マル優、特別マル優を利用するには、預け入れ等の際に、金融機関の窓口などに必要書類を提示して確認を受ける必要があります。

【個人事業税】

両眼の視力を喪失した者、または万国式試視力表により測定した両眼の視力（屈折異常のある者については、矯正視力についてその測定をしたものをいう。）が0.06以下の視力障がい者が行う、あん摩、マッサージ、または指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業については、課税対象外となります。

問 合 せ 先：三島府税事務所 事業税課（072）627-1121
〒567-8515 茨木市中穂積1-3-43

自動車税関係

【自動車税の減免】

大阪府では、一定の要件に該当する身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者の方が日常生活を営むうえで不可欠な自動車について、自動車税の減免を実施しています。

自動車税に申請期限が設けられています。お早めに下記にお問合せください。

問 合 せ 先：自動車税コールセンター 0570-020156

受 付 時 間：平日（年末年始を除く）9：00～17：45（オペレーター対応）
上 記 以 外 の 時 間（自動音声案内による対応）

手 続 窓 口：内容により窓口が異なります。お問合せの上、ご確認ください。

申請内容	窓口
自動車税の減免	三島府税事務所 （072）627-1121 〒567-8515 茨木市中穂積1-3-43
登録(取得)時の 自動車税減免	大阪府大阪自動車税事務所寝屋川分室 （072）823-1801 〒572-0846 寝屋川市高宮栄町13番2号

【軽自動車税の減免】

高槻市では、一定の要件に該当する障がい者等の方のために、軽自動車税の減免制度があります。

減免を受けようとする場合は、減免申請書を申請期限までに提出する必要があります。

問 合 せ 先：高槻市税制課（072）674-7134
市役所総合センター1階22番窓口

④ 障がい福祉サービスなど

障がい福祉サービス

障がい福祉サービスは、「介護給付」と「訓練等給付」に区分され、個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われるものです。

サービスの支給を希望される方は、下記申請窓口まで、お問合せください。

【介護給付・訓練等給付】

申請窓口：障がい福祉課（０７２）６７４－７１６４ １階１３番窓口

福祉相談支援課（０７２）６７４－７１７１ １階１４番窓口

サービス利用の流れ：①支給申請→②聞き取り調査→③障がい支援区分認定→④サービス利用意向聴取→⑤サービス等利用計画案の作成→⑥支給決定→⑦サービス利用が、おおむねの流れです。

※１８歳未満の障がい児、または訓練等給付に該当するサービスのみを利用する場合は、基本的には③障がい支援区分の認定は行いません。

費用負担：一定の負担（原則として１割の定率負担と食費・光熱費等の実費負担）が必要となります。定率負担については、所得に応じて４区分の負担上限月額が設定されます。（１３ページ参照）

※介護保険制度対象となる方は、原則、介護保険制度が優先となりますが、介護保険制度には相当するサービスがない場合や介護保険制度のみでは必要な支給量が確保できない場合は、引き続き、障がい福祉サービスが利用可能です。

(1) 介護給付

サービス名	主なサービス内容
居宅介護 (身体介護・家事援助 通院等介助・通院等乗降介助)	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等の援助を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって、常に介護を必要とする人に、自宅での介護や外出時の移動中の介護などを総合的に行う。
行動援護	知的もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい児者が行動するときに危険を回避するために必要な援護、外出時の必要な支援等を行う。
同行援護	重度の視覚障がい児者に対し、移動時及びそれに伴う外出先において必要な代筆・代読等の視覚的情報支援や、移動の援護、その他必要な援助を行う。

重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
療養介護	常時医療と介護を必要とする人に、医療機関で療養上の管理、看護、介護等を行う。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において入浴、排せつ、食事等の介護等を行う。

(2) 訓練等給付

サービス名	主なサービス内容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労選択支援	障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。
就労移行支援	一般企業等への就労希望者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題を把握し、企業等との連絡調整、課題解決に向けての支援を行う。
自立生活援助	一人暮らしに移行した障がい者で、居宅における自立した日常生活を営むため、定期的な居宅訪問や関係機関との連絡調整等の必要な援助を行う。
共同生活援助（グループホーム）	主に夜間において共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助と個々のニーズに対応した介護を行う。

【地域相談支援】（利用者負担はありません。）

サービス名	主なサービス内容
地域移行支援	精神科病院入院中又は施設入所中の障がい者が、地域での生活に向け、住居探しや地域での生活に必要な訓練を行うための支援を行う。

地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に常時の連絡体制を確保し、生活が安定・定着するまでに必要な支援を行う。
--------	-------------------------------------------------------

【計画相談支援】（利用者負担はありません。）

サービス名	主なサービス内容
サービス利用支援	障がい福祉サービスの申請にあたって、障がい者等の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成を行う。
継続サービス利用支援	サービス等利用計画が適切であるかを一定期間ごとに検証し、必要に応じて見直し、変更等を行います。

（負担上限月額）

世帯の収入状況		介護給付・訓練等給付
生活保護受給世帯		0円
市町村民税非課税世帯		0円
市町村民税課税世帯	障がい者（在宅） 所得割16万円未満	9,300円
	障がい児（在宅） 所得割28万円未満	4,600円
	上記以外	37,200円

※課税世帯の入所施設利用者（20歳以上）及びグループホーム利用者は「上記以外」に含まれます。また、20歳未満の入所施設利用者の場合は、別に定めがあります。

※施設入所者及び共同生活援助に入居されている方については、この他に負担軽減の措置があります。

高額障がい福祉サービス等給付費

同一世帯に障がい福祉サービス等を利用している方が複数いる場合や、一人で複数のサービスを利用している場合など、世帯における利用者負担額の合計が一定の基準額を超えた場合、申請により、障がい福祉サービス等の利用者負担額の一部が「高額障がい福祉サービス費」として償還されます。

申請窓口：障がい福祉課（072）674-7164

市役所本館1階13番窓口

子育て支援課（072）686-3032

子育て総合支援センター「カンガルーの森」2階

対象：下記の対象サービスなどを利用した方（本人）と配偶者
又はその保護者

対象サービスなど：障がい福祉サービス、補装具費、障がい児入所・通所支援サービス、介護保険サービスを利用している方

制度の詳細につきましては、上記窓口までお問い合わせください。

新高額障がい福祉サービス等給付費

65歳以上の市町村民税非課税世帯、生活保護世帯の方が、65歳になる前に5年以上、介護保険に相当する障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）の支給決定を受けていた場合、介護保険移行後に支払った一部の介護保険サービスの利用者負担額が償還されます。

申請窓口：障がい福祉課（072）674-7164

市役所本館1階13番窓口

対象：65歳に達する日の前日において、障がい支援区分2以上の方
65歳に達するまでに介護保険サービスを利用していない方

高槻市では、本制度の対象になる可能性が高い方に、毎年障がい福祉課より申請勧奨の案内を行っています。

制度の詳細につきましては、上記窓口までお問い合わせください。

移動支援・日中一時支援・地域活動支援センター（Ⅱ型・Ⅲ型）

【移動支援】

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とするものです。

申請窓口：高槻市障がい福祉課（072）674-7164

市役所本館1階13番窓口

対象：外出時に車椅子を利用する必要がある肢体不自由児・者、両上肢機能全廃等の両上肢障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者

内容：社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の際の移動を支援します。

【日中一時支援】

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減などを目的とするものです。

申請窓口：高槻市障がい福祉課（072）674-7164

市役所本館1階13番窓口

対象：身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者

内容：日中における活動の場を提供するものです。

【地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型】

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うことで、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とするものです。

申請窓口：高槻市障がい福祉課（072）674-7164
市役所本館1階13番窓口

対象：身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者
内容：次のとおりです。

(1)地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施するものです。

(2)地域活動支援センターⅢ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、生産活動の場の提供等のサービスを実施するものです。

重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業

重度障がい者が学校教育法に基づく大学等（大学（大学院及び短期大学も含む）、高等専門学校、専修学校及び各種学校）に修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供するものです。

申請窓口：高槻市障がい福祉課（072）674-7164
市役所本館1階13番窓口

対象：以下のいずれにも該当する方

- (1) 障害者総合支援法に基づく重度訪問介護の対象者で、重度訪問介護を利用している方もしくはそれに準ずる方
- (2) 入学後に停学その他の処分を受けていない方
- (3) 学修の意欲があり、病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由による場合を除き、適切に単位を修得する方

大学等の要件：以下のいずれの要件も満たす場合

- (1) 障がいのある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障がいのある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること
- (2) 大学等において、常時介護を要するような重度の障がい者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること

雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業

重度障がい者への通勤や職場における支援について、雇用施策と連携し、障がい福祉サービス（重度訪問介護、同行援護又は行動援護）と同等の身体介護等を提供するものです。

申請窓口：高槻市障がい福祉課（０７２）６７４－７１６４
市役所本館１階１３番窓口

対象：以下のいずれにも該当する方

- （１） 障害者総合支援法に基づく重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方
- （２） 民間企業で雇用されている方（※１）、又は自営業（※２）の方で通勤や職場における業務外の身体介護（喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等）が必要な方
- （３） １週間の所定労働時間が１０時間以上の方（今後１０時間以上の勤務となることが見込まれる方も含む。）

※１ 法人の代表者・役員等、就労継続支援Ａ型の利用者を除く

※２ 雇用に属さない有償の働き方を指し、法人の代表者・役員等を含みません（公務員等を除く）

利用等の要件：＜民間企業に雇用されている方＞

雇用先の民間企業が独立行政法人高齢・障害求職者雇用支援機構の「障害者雇用納付金制度」に基づく助成金を活用すること。

在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス

在宅で生活している、障がい児または障がい者で自力あるいは家族等の介護だけでは入浴が困難な方に対し、訪問による入浴サービスを提供するものです。

申請窓口：高槻市障がい福祉課（０７２）６７４－７１６４
市役所本館１階１３番窓口

対象：以下のいずれにも該当する、重度の身体障がい者等の方です

- （１） 下肢または体幹機能障がいを有する者
- （２） 在宅で生活されていて、家族など、介護者の介助だけでは入浴が困難
- （３） 医師が入浴可能と認めている
- （４） 介護者の立ち会いが可能である
- （５） 介護保険法に規定する要支援者及び要介護者に該当しない
- （６） 身体的状況により障がい福祉サービスの入浴にかかる他のサービスを利用できない

＜移動支援・日中一時支援・地域活動支援センター（Ⅱ型・Ⅲ型）・重度訪問介護利用者等大学等修学支援・雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援・在宅重度身体障がい者等訪問入浴サービス 共通（負担上限月額）＞

世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護受給世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯	4,000円

地域活動支援センターⅠ型

（食費などの実費を除く、利用者負担はありません。）

障がい福祉に関する情報提供や、地域生活に関して様々な支援を行っています。専門職員による相談支援（面接、電話、訪問）、地域交流や仲間作り、レクリエーション活動なども行っています。また憩いの場所としても利用できます。

高槻地域生活支援センターオアシスでは、シャワー・入浴サービスも行っています。

問 合 せ 先：

事業所名	連絡先
高槻地域生活支援センター オアシス	高槻市松川町25-5 TEL662-8130 / FAX662-8131
高槻西部地域活動支援センター ステップ	高槻市富田町5-17-5 TEL694-9898 / FAX 694-9899

意思疎通支援

【意思疎通支援事業】

聴覚、言語機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい児・者の方に意思疎通を支援するために手話通訳者又は要約筆記者を派遣する制度です。

窓 口：高槻市障がい福祉課

電話：(072) 674-7164 FAX：(072) 674-7188

市役所本館1階13番窓口

対 象：聴覚、言語機能などの障がいのため意思疎通を図ることに支障がある方

利 用 方 法：手話通訳者は、利用予定日の7日前までに「高槻市障がい福祉課」まで申請してください。

要約筆記者は、利用予定日の14日前までに「高槻市障がい福祉課」まで、申請してください。

【入院時コミュニケーション支援】

手話通訳や要約筆記以外に特別な意思疎通の支援が必要な障がい者が医療機関に入院した場合、医療機関従事者との意思疎通を行う支援者を派遣します。

申請窓口：高槻市障がい福祉課

電話：(072) 674-7164 FAX：(072) 674-7188

市役所本館1階13番窓口

対象者：手話通訳や要約筆記以外に特別な意思疎通の支援が必要な方

【大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業】

大阪府では、盲ろう者（視覚と聴覚に重複して重度の障がいがある人）の自立と社会参加を促進するため、通訳・介助者を派遣しています。

利用方法などの詳細に関しては、下記窓口までお問い合わせください。

窓口：社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会

（盲ろう者等社会参加支援センター）

〒537-0025 大阪市東成区中道1丁目3番59号

電話：06-6748-0587 FAX：06-6748-0589

対象者：大阪府内に居住する方で、視覚と聴覚に重複して重度の障がいがあり、身体障がい者手帳の1級又は2級の交付を受けている方

利用方法：あらかじめ社会福祉法人大阪障害者自立支援協会に利用登録を行い、原則として派遣を希望する10日前までに通訳・介助派遣申請を行ってください。

障がい児入所・通所支援サービス

制度の詳細に関しては、下記窓口までお問い合わせください。

問合せ先：高槻市子育て支援課

電話：(072) 686-3032

子育て総合支援センター「カンガルーの森」2階

児童発達支援事務所

高槻市北園町6-30

【通所支援】

(1) 児童発達支援

発達に課題のある就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。それに併せて、身体の発達に課題のある（上肢・下肢または体幹の機能等に障がいがある等）就学前の児童に対しては、児童発達支援センターにて、必要に応じた治療を行います。また、保護者に養育や療育に関する助言をすることによって、安心して子育てができるように支援します。

(2)放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（専修学校及び各種学校をいう。）に在学中の児童に対して、放課後等授業以外の時間や、夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のための訓練等を継続的に行い、放課後等の居場所作りを推進します。

(3)居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な児童に対して、居宅に訪問して支援を行います。

また、将来的に通所支援の集団生活に移行していくために必要な支援を提供します。

(4)保育所等訪問支援

保育所等（幼稚園・小中学校等を含む。）を利用中の児童や今後利用する予定の児童が、保育所等での集団生活に適応しやすいように、専門の支援員が保育所等を訪問し、安定した利用ができるように支援します。

【障がい児相談支援】

障がい児通所支援等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい児通所支援等の種類や内容等を定めた障がい児支援利用計画案及び障がい児支援利用計画を作成します。また、支給決定後、モニタリング期間ごとに障がい児支援利用計画の見直しを行います。

【入所支援】

問 合 先：大阪府吹田子ども家庭センター（06）6389-3526
吹田市出口町19-3

(1)福祉型障がい児入所支援

施設に入所する障がい児に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

(2)医療型障がい児入所支援

施設に入所する知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

介護保険

制度の詳細に関しては、下記窓口までお問い合わせください。

日常生活に「介護や支援が必要である」と認定されると、介護保険制度における様々なサービスを利用することができます。

問 合 先：高槻市長寿介護課（072）674-7167
市役所本館1階7番窓口

対 象：第1号被保険者（65歳以上の方）
第2号被保険者（40歳から65歳未満で医療保険（国民健康保険、社会保険など）に加入している人で、以下の病気(特定疾病)により介護または支援が必要である人)

- 1 筋萎縮性側索硬化症
- 2 後縦靭帯骨化症
- 3 骨折を伴う骨粗しょう症
- 4 多系統萎縮症
- 5 初老期における認知症
- 6 脊髄小脳変性症
- 7 脊柱管狭窄症
- 8 早老症
- 9 糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症および糖尿病性神経障害
- 10 脳血管疾患
- 11 パーキンソン病関連疾患
- 12 閉塞性動脈硬化症
- 13 関節リウマチ
- 14 慢性閉塞性肺疾患
- 15 両側の膝関節または両側の股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 16 がん末期

⑤ 補装具・日常生活用具など

補装具費の給付

身体上の障がいを補うための用具（補装具）の購入、修理、借受けにかかる費用を支給する制度です。補装具を必要とする障がい児・者、難病患者等からの申請に基づき必要と認められた場合にその費用を申請者に対して支給します。

補装具費の給付を希望される場合は、必ず購入・修理・借受けをする前に高槻市障がい福祉課までご相談ください。

購入・修理・借受け後の支給はできません。

申請窓口：高槻市障がい福祉課（072）674-7164
市役所本館1階13番窓口

- 手続きの流れ：①高槻市障がい福祉課に相談してください
②支給申請（必要書類の提出）を行ってください
③大阪府障がい者自立相談支援センターへ判定依頼を行います
④支給決定を行い、支給券を交付します
⑤事業者から購入等（支給券を事業者に出す）、必要に応じて利用者負担額を支払ってください
⑥購入等費用から利用者負担額を引いた額を市が事業者に対して支払います

利用者負担額：1割負担

※対象者が18歳以上の場合、本人または配偶者の市民税所得割課税額が46万円以上の場合には支給対象外になります。なお、令和6年4月1日より、18歳未満の児童の補装具費に対する所得制限は撤廃されました。

※所得に応じて、以下の表のとおり利用者負担上限月額が設けられています。

階層区分	月額負担上限額
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯（46万円未満）	37,200円
市民税課税世帯（46万円以上）【障がい児】	37,200円
市民税課税世帯（46万円以上）【障がい者】	支給対象外

※「世帯」とは、18歳以上の障がい者の場合、本人及び配偶者、18歳未満の障がい児の場合、住民基本台帳上の世帯をいいます。

補装具の種類：※労災関係、社会保険制度が優先となる場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

種類の欄に㊦と記載のあるものは介護保険制度の対象です。

種類	主なもの
義肢	義足・義手
装具	下肢・靴型・体幹・上肢
車いす㊦	自走用・介助用
電動車いす㊦	標準形・簡易形
歩行補助杖㊦	松葉杖・ロフトランドクラッチ・多点杖など
歩行器㊦	六輪型・四輪型・固定型など
眼鏡	矯正眼鏡・弱視眼鏡・遮光眼鏡
補聴器	ポケット型・耳掛け型・耳あな型など
その他	視覚障がい者安全杖・義眼・重度障がい者用意思伝達装置・姿勢保持装置・人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）など

【補装具費診断料助成】

補装具費の給付申請のために要した診断料を助成します。

対象者：生活保護受給世帯または市民税所得割非課税世帯で補装具費の給付申請をする方。なお、世帯は、住民票上の世帯全員です。

助成額：補装具費の給付申請のために要した文書料相当額

手続き：補装具費の給付申請時に、○障がい者手帳の対象者本人名義の銀行口座の口座番号がわかる通帳もしくは口座番号がわかる書類、○領収書を持参してください。後日、指定の銀行口座に振り込みます。

日常生活用具給付事業

在宅で生活をしている障がい者等の方が、日常生活がより円滑に行われるよう必要に応じて給付する制度です。日常生活用具を必要とする障がい者、障がい児、難病患者等からの申請に基づき必要と認められた場合に、その購入費用を申請者に対して支給します。

日常生活用具給付費の給付を希望される場合は、必ず購入をする前に高槻市障がい福祉課までご相談ください。

購入後の支給はできません。

申請窓口：高槻市障がい福祉課（072）674-7164
市役所本館1階13番窓口

手続きの流れ：①高槻市障がい福祉課に相談してください
②支給申請（必要書類の提出）を行ってください
③支給決定を行い、支給券を交付します（原則、約2～3週間）
④事業者から購入（支給券を事業者に提示）、必要に応じて利用者負担額を支払ってください

⑤購入費用から利用者負担額を引いた額を市が事業者に対して支払います

利用者負担額：1割負担

※所得区分に応じて、以下の表のとおり利用者負担上限月額が設けられています。

※「世帯」とは、18歳以上の障がい者の場合、本人及び配偶者、18歳未満の障がい児の場合、住民基本台帳上の世帯をいいます。

(負担上限月額)

生活保護受給世帯	市町村民税非課税世帯	市町村民税課税世帯
0円	0円	24,000円

日常生活用具の種類：対象となる日常生活用具の要件及び種類は、23ページ以降を参照してください。

※介護保険制度対象となる方は、介護保険制度が優先となります。

④と種目の欄に記載のあるものです。

※それぞれの種目には、給付基準額が設けられています。

※ストーマ装具、紙おむつについては、2か月分を単位に隔月に負担上限月額を算定します。

留意点：○原則、在宅で生活されている方が対象です。

※入院・入所中であっても支給される用具もあります。④と記載のあるもの。

○給付基準額を超える場合の基準額との差額は、1割負担と関係なく全額自己負担となります。

○障がい種別及び用具の種目によっては、医師意見書(所定の様式)が必要となる場合があります。

○工事費、諸経費、別売及び付属品は給付対象外です。

日常生活用具種目一覧

1. 身体障がい

障がい種別	種目	対象者	年齢	基準額 (円)	耐用年数	備考
視覚障がい ①	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい 1級・2級	学 齡 児 以 上	12,000	10年	
	音声式体温計	視覚障がい 1級・2級	学 齡 児 以 上	9,000	5年	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	音声式体重計	視覚障がい 1級・2級	18歳 以 上	18,000	5年	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	音声式血圧計	視覚障がい 1級・2級	18歳 以 上	9,500	5年	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	情報・通信支援用具②	視覚障がい 1級・2級	学 齡 児 以 上	100,000	6年	アプリケーションソフトを使用しなければパーソナルコンピュータの使用が困難な者
	点字ディスプレイ	視覚障がい 1級・2級	学 齡 児 以 上	383,500	6年	
	点字器②	視覚障がい 児 ・ 者	学 齡 児 以 上	10,700	7年	
	点字タイプライター	視覚障がい 1級・2級		63,100	5年	就学、就労、又は就労が見込まれる者
	ポータブルレコーダー② (録音再生機)	視覚障がい 1級・2級	学 齡 児 以 上	85,000	6年	
	ポータブルレコーダー② (再生専用機)			48,000		
	活字文書読上げ装置	視覚障がい 1級・2級	学 齡 児 以 上	99,800	6年	音声ICタグレコーダーを含む
	拡大読書器	視覚障がい 児 ・ 者	学 齡 児 以 上	198,000	8年	
	時計 (どちらか一つ)	触読式時計	視覚障がい 1級・2級	15歳 以 上	12,150	5年
音声式時計		13,300				

障がい種別	種目	対象者	年齢	基準額 (円)	耐用年数	備考
② 視覚障がい	ワンセグラジオ	視覚障がい 1級・2級	18歳以上	29,000	5年	視覚障がい者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯
聴覚・平衡機能障がい	頭部保護帽A④ (スポンジ・革・プラスチック)	平衡機能障がい	—	A 37,852	3年	
	頭部保護帽B④ (スポンジ・革)	平衡機能障がい		B 15,656		
	T字状・棒状の杖④	平衡機能障がい	学齢児以上	3,150	3年	杖の使用により歩行機能が補完される者
	移動・移乗支援用具	平衡機能障がい	3歳以上	60,000	8年	家庭内の移動において介助を要する者
	屋内信号装置	聴覚障がい 2級	18歳以上	87,400	10年	聴覚障がい者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる者
	通信装置	聴覚障がい 児・者	学齢児以上	30,000	5年	コミュニケーション、緊急等の手段として必要と認められる者
	情報受信装置	聴覚障がい 児・者		88,900	6年	本装置によりテレビ視聴が可能になる者 テレビは給付対象外
	人工内耳専用電池	聴覚障がい 人工内耳装用	18歳以上	30,000	1年	
上肢障がい	特殊便器⑤	上肢障がい 1級・2級	学齢児以上	151,200	8年	
	情報・通信支援用具	上肢障がい 1級・2級	学齢児以上	100,000	6年	入力サポート機器を使用しなければパーソナルコンピューター等の使用が困難な者
音声・言語機能障がい	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障がい 児・者	学齢児以上	98,800	5年	
	通信装置	音声・言語機能障がい 児・者	学齢児以上	30,000	5年	発声・発語に著しい障がいを有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者
	人工喉頭④	音声・言語機能障がい 児・者	—	72,200	5年	喉頭を摘出した者

障がい種別	種目	対象者	年齢	基準額(円)	耐用年数	備考
下肢又は体幹機能障がい	介護ベッド㊦	下肢又は体幹 1級・2級	学齢児 以上	160,000	8年	
	特殊マット㊦	下肢又は体幹 1級・2級	3歳 以上	90,000	5年	
	入浴担架 (移動用リフトのスリングシート㊦を含む)	下肢又は体幹 1級・2級	3歳 以上	82,400	5年	入浴に介助を要する者
	体位変換器㊦	下肢又は体幹 1級・2級	学齢児 以上	25,000	5年	下着交換等に家族等の介助を要する者
	移動用リフト㊦	下肢又は体幹 1級・2級	3歳 以上	250,000	10年	上記、移動用リフトを支給された者
	移動用リフト㊦ (モーター交換)			150,000	5年	
	入浴補助用具㊦	下肢又は体幹 障がい児・者	3歳 以上	60,000	5年	入浴に介助を要する者
	シャワーキャリー㊦	下肢又は体幹 障がい児・者	3歳 以上	90,000	6年	入浴に介助を要する者
	便器㊦	下肢又は体幹 1級・2級	学齢児 以上	4,450	8年	
	手すり付便器㊦	下肢又は体幹 1級・2級	学齢児 以上	20,000	8年	
	頭部保護帽A㊦ (スポンジ・革・プラスチック)	下肢又は体幹 障がい児・者	—	A37,852	3年	
	頭部保護帽B㊦ (スポンジ・革)			B15,656		
	T字状・棒状の杖㊦	下肢又は体幹 障がい児・者	学齢児 以上	3,150	3年	杖の使用により歩行機能が補完される者
	移動・移乗支援用具㊦	下肢又は体幹 障がい児・者	3歳 以上	60,000	8年	家庭内の移動において介助を要する者
	携帯用会話補助装置	下肢又は体幹 障がい児・者	学齢児 以上	98,800	5年	発声・言語に著しい障がいをもつ者
	収尿器(男性用)㊦	下肢又は体幹 障がい児・者	—	7,900	1年	排尿障がい(特に失禁のある場合)により収尿器を必要とする者 主に、脊髄損傷等
	収尿器(女性用)㊦			8,800	1年	

障がい種別	種目	対象者	年齢	基準額 (円)	耐用年数	備考
内部障がい	透析加温器	じん臓機能障がい 1級・3級	3歳以上	51,500	5年	
	ネブライザー	①呼吸器機能障がい1級・3級 ②①と同程度の身体障がい者等で必要と認められる者	—	36,000	5年	呼吸器機能障がいに係る手帳所持者以外は、所定の様式の意見書の提出が必要
	電気式たん吸引器		—	56,400	5年	
	パルスオキシメーター		—	50,000 (小児慢性特定疾病対象者 157,500)	5年	
	ストーマ装具⑩ (消化器系)	直腸機能障がい児・者	—	9,800 (月額)	—	人工肛門を造設した者
	ストーマ装具⑩ (尿路系)	ぼうこう機能障がい児・者	—	12,800 (月額)	—	人工膀胱を造設した者

2. 身体障がい共通

障がい種別	種目	対象者	年齢	基準額 (円)	耐用年数	備考
身体障がい共通	酸素ボンベ運搬車	身体障がい児・者	—	17,000	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う者
	外部バッテリー もしくは 自家発電機	在宅で人工呼吸器、 ネブライザー、又は 電気式たん吸引器、 補助人工心臓等生命 維持に必要な機器を 使用している身体障 がい児・者	—	100,000	5年	所定の様式による医師 意見書の提出が必要
	紙おむつ等	身体障がい児・者	3歳以上	12,600 (月額)	—	所定の様式による医師 意見書の提出が必要 次頁の別表に定める者

(別表)

3歳以上で紙おむつ等の用具類を必要とするものであって、次のいずれかに該当する身体障がい者等
 (1) 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の著しい皮膚のびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない児・者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障がい(二分脊椎など)による高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者
 (2) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者
 (3) 脳性麻痺等の脳原性運動機能障がい※などにより、排尿もしくは排便の意思表示が困難な者
 ※ 脳原性運動機能障がいとは、乳幼児期(概ね3歳未満)に発現した非進行性脳病変で脳性麻痺、脳炎、無酸素脳症などによる障がいのこと。ダウン症、筋ジストロフィー症等及び乳幼児期以降に発症した疾病等に起因する頭部外傷、脳血管障がいなどによるものは対象外。

3. 知的障がい

障がい種別	種目	対象者	年齢	基準額(円)	耐用年数	備考
知的障がい	頭部保護帽A④ (スポンジ・革・プラスチック)	療育手帳A	—	A37,852	3年	てんかんの発作等により頻繁に転倒する者
	頭部保護帽B④ (スポンジ・革)			B15,656		
	特殊便器④	療育手帳A	学齢児以上	151,200	8年	訓練を行っても、自ら排便後の処理が困難な者

4. 精神障がい

障がい種別	種目	対象者	年齢	基準額(円)	耐用年数	備考
精神障がい	頭部保護帽A④ (スポンジ・革・プラスチック)	精神障がい者 保健福祉手帳 1級	—	A37,852	3年	てんかんの発作等により頻繁に転倒する者
	頭部保護帽B④ (スポンジ・革)			B15,656		

5. 難病患者等(医師意見書の提出が必要です。)

障がい種別	種目	対象者	年齢	基準額(円)	耐用年数	備考
難病患者等①	介護用ベッド④	難病患者等	学齢児以上	160,000	8年	下肢又は体幹機能障がいのある者
	特殊マット④	難病患者等	3歳以上	90,000	5年	寝たきりの状態にある者

障がい種別	種目	対象者	年齢	基準額(円)	耐用年数	備考
難病患者等 ②	体位変換器⑩	難病患者等	学齡児以上	25,000	5年	寝たきりの状態にある者
	移動用リフト⑩	難病患者等	3歳以上	250,000	10年	下肢又は体幹機能障がいのある者
	移動用リフト⑩ (モーター交換)			150,000	5年	上記、移動用リフトを支給された者
	入浴担架 (移動用リフトのスリングシート⑩を含む)	難病患者等	3歳以上	82,400	5年	下肢又は体幹機能障がいがあり、入浴に介助を要する者
	入浴補助用具⑩	難病患者等	3歳以上	60,000	5年	入浴に介助を要する者
	便器⑩	難病患者等	学齡児以上	4,450	8年	常時介護を要する児・者
	手すり付便器⑩	難病患者等	学齡児以上	20,000	8年	
	特殊便器⑩	難病患者等	学齡児以上	151,200	8年	上肢機能に障がいのある者
	移動・移乗支援用具⑩	難病患者等	3歳以上	60,000	8年	下肢に障がいのある者
	ネブライザー	難病患者等	—	36,000	5年	呼吸器機能に障がいのある者
	電気式たん吸引器		—	56,400	5年	
	パルスオキシメーター		—	50,000 (小児慢性特定疾病対象者 157,500)	5年	
	外部バッテリー もしくは 自家発電機	在宅で人工呼吸器、ネブライザー、又は電気式たん吸引器、補助人工心臓等生命維持に必要な機器を使用している身体障がい児・者	—	100,000	5年	所定の様式による医師意見書の提出が必要
	ストーマ装具⑩ (消化器系)	難病患者等	—	9,800 (月額)	—	人工肛門を造設した者

	ストーマ装具② (尿路系)	難病患者等	—	12,800 (月額)	—	人工膀胱を造設した者
難病患者等③	紙おむつ等	難病患者等	3歳以上	12,600 (月額)	—	神経・筋疾患、消化器系疾患、代謝系疾患等の難病が原因で、排尿排便障がいがある者

6. 共通

障がい種別	種目	対象者	年齢	基準額 (円)	耐用年数	備考
共通	自動消火器	①身体障がい者手帳1級・2級 ②療育手帳A ③精神障がい者保健福祉手帳1級 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等	—	28,700	8年	障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯

7. 住宅改修費①

助成を希望される場合は、事前に高槻市障がい福祉課までご相談ください。

すでに施工された改修工事に対する助成は出来ません。

種目	対象者	年齢	基準額 (円)	耐用年数	備考
居宅生活補助用具	①下肢・体幹機能1級、2級または3級の身体障がい児・者 ②乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動機能に限る）に係る障がい程度が1級、2級または3級の身体障がい児・者 ③難病等対象者でその疾患が起因となり下肢、または体幹に障がいのある者。	学 齡 児 以 上	200,000 (原則1回限り。ただし、基準額に達するまでは複数回利用可)	—	特殊便器への取替えについては、上肢に係る障がいの程度が1級または2級の身体障がい児・者

点字図書の購入費用の給付

視覚障がいによる身体障がい者手帳を交付されていて、一般図書による情報入手が困難な方の点字図書購入にかかる費用を支給します。

申請窓口：高槻市障がい福祉課（072）674-7164
市役所本館1階13番窓口

対象者：市内に居住し、住民票も高槻市にある、視覚による身体障がい者手帳の交付を受けている障がい児・者

対象図書：指定された点字図書出版施設が発行する点字図書
※点字新聞以外の月刊、週刊などで発行される雑誌は対象外です。

自己負担額：高槻市障がい福祉課までお問い合わせください。

支給の限度：給付対象者1人につき年間6タイトル、または24巻までです。
※辞書など一括して購入しなければならないものは上記の範囲ではありません。

緊急通報装置の設置

重度身体障がい児・者の方が、急病や災害等の緊急事態発生時に簡易に通報するための緊急通報装置を設置するためにかかる経費を助成します。

設置を希望される場合は、ご自身で設置される前に高槻市障がい福祉課までご相談ください。

65歳以上の方については、高槻市長寿介護課（674-7166）までご相談ください。

申請窓口：高槻市障がい福祉課（072）674-7164
市役所本館1階13番窓口

住宅改造助成

移動・入浴・排泄等の日常生活等が困難な重度障がい者(児)に対して、住宅を安全かつ利便に優れたものに改造するために必要な改造費用を助成する制度です。

助成を希望される場合は、事前に高槻市障がい福祉課までご相談ください。

新築・増築・改築であっても、すでに施工された工事に対する助成は出来ません。

申請窓口：高槻市障がい福祉課（072）674-7164
市役所本館1階13番窓口

対象者：次の①～③のいずれかに該当する障がい児・者の方

①身体障がい者手帳1級または2級の肢体、視覚、聴覚所持者
(下肢または体幹機能の障がいの場合は、3級を含む)

②療育手帳A所持者

③その他、特に市長が必要と認める者

※内部機能の障がい等により、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態である方

助 成 額：限度額80万円

※生計中心者の所得税課税額によって異なります。

生計中心者の 所得税課税額	非課税または 生活保護等	40,000円以下	40,001円以上 70,000円以下	70,001円以上
助成額	対象経費 全 額	対象経費の 2分の1	対象経費の 4分の1	助成対象外

留 意 点：日常生活用具の住宅改修費の対象となる場合、または介護保険の住宅改修の対象となる場合は、それらが優先されます。

高齢者等ごみ出し支援

日常的な家庭ごみの排出が困難な高齢者等で構成された世帯に対し、市が個別に訪問し家庭ごみの収集を行う「高齢者等ごみ出し支援」を実施します。

申 請 窓 口：高槻市障がい福祉課（072）674-7164

市役所本館1階13番窓口（下記留意点をご確認ください。）

対 象 者：市内に居住し、全ての世帯員が以下①～⑥のいずれかに該当し、家庭のごみを集積場所に出すことが困難な世帯。

①要介護2以上

②身体障がい者手帳1級または2級

③精神障がい者保健福祉手帳1級

④療育手帳A

⑤妊産婦

⑥その他、一時的にごみ出しが困難な重度の傷病者

留 意 点：対象者②～④は障がい福祉課が申請窓口ですが、対象者①は長寿介護課、対象者⑤は子ども保健課、対象者⑥は清掃業務課にお問い合わせください。

⑥ 医療費の負担軽減

自立支援医療

【更生医療】

身体障がい者手帳の交付を受けた18歳以上の障がい者の方で、その障がいを軽減する手術等の治療に必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

手術等の医療を受ける前に申請が必要です。

また、指定医療機関において受ける医療が対象となります。

申請窓口：高槻市障がい福祉課（072）674-7164
市役所本館1階13番窓口

対象障がい：●視覚障がい●聴覚または平衡機能の障がい
●音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい
●肢体不自由
●心臓、じん臓、小腸、肝臓機能障がい
●ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい

【育成医療】

障がい児、または障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その障がいを軽減する手術等の治療に必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

手術等の医療を受ける前に申請が必要です。

また、指定医療機関において受ける医療が対象となります。

申請窓口：高槻市障がい福祉課（072）674-7164
市役所本館1階13番窓口

対象障がい：●視覚障がい●聴覚または平衡機能の障がい
●音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい
●肢体不自由、
●心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓機能障がい
●先天性の内臓機能障がい
●ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい

【育成医療診断書の作成費用の助成】

育成医療申請のために要した診断書に費用が発生した場合、文書作成料を助成します。

対象者：育成医療の申請をする方。生活保護を受給している場合は、担当ワーカーにご相談ください。

助成額：育成医療申請のために要した診断書の文書作成料

手続き：育成医療申請時に、○育成医療対象者の本人または保護者名義の銀行口座の口座番号が分かる通帳もしくは口座番号が分かる書類、○領収書を持参ください。後日、指定の口座に振り込みます。

【精神通院医療】

精神科通院による治療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。

医療を受ける前に申請が必要です。また、入院中は対象となりません。
また、指定医療機関において受ける医療が対象となります。

申請窓口：高槻市障がい福祉課（０７２）６７４－７１６４
市役所本館１階１３番窓口

<自立支援医療共通>

自己負担額：医療費の１割

※世帯の課税状況や高額治療継続者（重度かつ継続）の該当により、自己負担上限額が設けられています。

※「世帯」とは、住民票上の世帯に関わりなく、同じ健康保険に加入している家族をいいます。

※健康保険など国民健康保険・後期高齢者医療以外の医療保険であれば、被保険者の所得により認定されます。

※国民健康保険・後期高齢者医療であれば、「世帯」内の被保険者全員の所得により認定されます。

（自己負担月額）

	① 生活保護	② 低所得１	③ 低所得２	中間所得層		一定所得以上
				④ 中間１	⑤ 中間２	⑥ 一定所得以上
更生・精神通院	０円	２,５００円	５,０００円	医療保険の自己負担額		対象外
育成	０円	２,５００円	５,０００円	５,０００円	１０,０００円	対象外
重度かつ継続※	０円	２,５００円	５,０００円	５,０００円	１０,０００円	２０,０００円

①生活保護受給世帯の方

②市町村民税非課税世帯であって、本人収入が８０万９千円以下の方

③市町村民税非課税世帯であって、本人収入が８０万９千１円以上の方

④市町村民税課税世帯であって、市町村民税所得割額が３万３千円未満の方

⑤市町村民税課税世帯であって、市町村民税所得割額が３万３千円以上２３万５千円未満の方

⑥市町村民税課税世帯であって、市町村民税所得割額が２３万５千円以上の方

※「重度かつ継続」の対象となる者、

- 更生・育成：心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る。）、腎臓機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの方
- 精神通院：統合失調症、そううつ病、うつ病、てんかん、認知症等の器質性精神障がい、薬物関連障がい（依存症等）の方
- 共通：医療保険の高額療養費多数該当となっている方

重度障がい者医療費助成制度

入院・通院・調剤薬局・訪問看護で支払う保険診療自己負担額から一部自己負担額を控除した額を助成します。

※健康保険の支給対象とならない費用（健診・文書料・差額ベッド代など）については、助成の対象になりません。

申請窓口：高槻市障がい福祉課（072）674-7164
市役所本館1階13番窓口

対象者：●身体障がい者手帳1級または2級所持者
●療育手帳A所持者
●療育手帳B1かつ身体障がい者手帳所持者
●精神障がい者保健福祉手帳1級所持者
●特定医療費（指定難病）受給者証または特定疾患医療受給者証の所持者で障がい年金1級相当または特別児童扶養手当1級相当
※生活保護受給者、ひとり親家庭医療費助成受給者、子ども医療費助成受給者の方は、対象になりません。
※所得制限あり（前年所得が国民年金法における障害基礎年金受給要件を満たしている方 単身の場合：4,794,000円以下）
ただし、扶養人数により異なります。

一部自己負担額：1医療機関等※¹ごとに1日500円以内の負担が必要です。
※¹医療機関等とは保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションを指します。（医科・歯科は同じ医療機関でも別の医療機関として計算します。）

- ※①大阪府外で受診した場合
- ②医療証を提示せずに受診した場合
- ③装具を作製して健康保険より療養費の支給を受けた場合
- ①～③は払い戻しの申請が必要です。

月限度額：同月内に6回以上医療機関等を受診され、一部自己負担額の1か月分の合計が3,000円を超えたときは、通知を送付します。

後期高齢者医療制度

75歳以上の方が加入する医療制度ですが、75歳未満で一定の障がいがあると認定された65歳以上の方も加入できます。

制度の詳細につきましては、下記窓口までお問い合わせください。

申請窓口：高槻市国民健康保険課給付・後期チーム

(072) 674-7079

市役所本館1階12番窓口

対象者：●身体障がい者手帳1級から3級所持者

●4級所持者のうち音声・言語障がいの方

●4級所持者のうち一部の下肢機能障がいの方

(両下肢のすべての指を欠くもの、一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの、
一下肢の機能の著しい障がい)

●療育手帳A所持者

●精神障がい者保健福祉手帳1級または2級所持者

●国民年金法等による障がいの程度が1級または2級の方

※75歳未満の方は加入しないこともできます。

⑦ 交 通

この「交通」のページで出てくる、第1種または第2種とは、「身体障がい者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」及び「知的障がい者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」の厚生労働省通知に基づいて障がい者手帳に記載されているものです。

高槻市営バス

【高槻市営バス乗車券】

市内に居住し、住民登録されている障がい者手帳を所持されている方に対して、「高槻市営バス乗車券」を交付します。

交付された乗車券の色によって、割引の範囲が異なります。

交 付 窓 口：高槻市障がい福祉課（072）674-7164
市役所本館1階13番窓口

問 合 せ 先：運賃等、市営バスの営業に関するお問い合わせは、各営業所、案内所もしくは高槻市交通部総務企画課までお問い合わせください。

利 用 方 法：バス乗降車時に、高槻市営バス乗車券をICカード読み取り機にタッチしてください。

対象種別	乗車券の種類	普通旅客運賃割引率
○身体障がい者手帳第1種 ○療育手帳 A・B1 ○精神障がい者保健福祉手帳1級 ○12歳未満の障がい児	介護（付き添い） <u>付</u> 乗車証 【ピンク色】	本人無料 介護（付き添い）人5割引
上記以外の障がい者手帳所持者	介護（付き添い） <u>無</u> 乗車証 【オレンジ色】	本人無料

※「介護付乗車券（ピンク色）」を交付された場合は、介護人、二人までの運賃の割引を受けることができます。

【高槻市営バス通学通園時等の介護者助成】

通学、通園等に際して、障がい児・者に付き添う場合に、介護者に対して、高槻市営バスの乗車券を交付します。

申 請 窓 口：高槻市障がい福祉課（072）674-7164
市役所本館1階13番窓口

留 意 点：他の制度で、通学、通園にかかる交通費の助成を受けられる場合は、対象とはなりません。

対 象 者：身体障がい者手帳第1種、療育手帳 A・B1、
精神障がい者保健福祉手帳1級、12歳未満の障がい児

タクシー運賃

【高槻市重度障がい者福祉タクシー料金助成】

在宅の重度障がい者に対し、社会参加の促進を目的として外出の機会の一助となるようタクシー利用料金の一部を助成するために、福祉タクシー利用券を交付します。

申請窓口：高槻市障がい福祉課（072）674-7164
市役所本館1階13番窓口

助成額：●中型タクシー及び小型タクシー
一乗車につきそれぞれの基本料金相当額
●リフト付き福祉タクシー
一乗車につき大型タクシーの基本料金相当額

対象者：●身体障がい者手帳1級または2級所持者
(肢体・視覚・心臓・じん臓・呼吸器・免疫・肝臓機能障がい)
●身体障がい者手帳3級所持者(体幹機能障がい)
●療育手帳A所持者
●精神障がい者保健福祉手帳1級所持者

助成の制限：上記の対象者に該当する場合でも、次のいずれかに該当する場合には、福祉タクシー利用券の交付は行いません。

- ①市町村民税所得割課税世帯※
- ②障がい者支援施設などの施設に入所している場合
- ③3か月以上継続して入院している場合

※ここでの「世帯」とは、

- 18歳未満の障がい児の場合は、同一住民票上の世帯員全員
- 18歳以上の障がい者の場合は、本人及び配偶者をいいます。

※②の施設に入所された場合は、外泊や入院などで一時的に生活の場所が変更となっても退所するまでは制度の対象外となります。

交付可能施設（市内に限る）	交付不可施設
<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム ・介護老人保健施設 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・小規模多機能型居宅介護事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設（施設入所） ・療養介護 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス） ・救護施設（生活保護）

【タクシー運賃割引】

タクシーを利用する際に障がい者手帳を提示することで1割引されることがあります。

問合せ先：各タクシー会社

その他交通機関の割引

【鉄道各社・バス・旅客船・航空など】

問 合 せ 先：利用される各社にお問い合わせください。

割 引 要 件：第1種と第2種の場合で、各種要件等が異なる場合がありますので、必ず、駅係員等におたずねください。

自動車の利用

【有料道路通行料金の割引】

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用される障がい者の方に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するために、有料道路通行料金の割引がされます。

対 象 者：①障がい者ご本人が運転される場合

身体障がい者手帳所持者

②障がい者ご本人が同乗し、ご本人以外の方が運転される場合

第1種の身体障がい者手帳または療育手帳（A）所持者

割 引 率：通常料金の5割

申 請 窓 口：①オンライン申請 または、②窓口で受付をしています。

①オンライン申請

<https://www.expressway-discount.jp>

オンライン申請は、マイナポータルアプリを使用できる必要があります。

（有料道路ETC割引登録係 （045）477-1233）

②高槻市障がい福祉課 市役所本館1階13番窓口

（072）674-7164

登録できる：＜車種要件＞

自 動 車 「自家用」であること。その他、自動車の形状等に制限有

＜所有者要件＞

・上記「対象者」のうち、①に該当する場合

本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等

・上記「対象車」のうち、②に該当する場合

本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等 または、障がい者本人を継続して日常的に介護している方



手続き内容	必要書類
ETC 利用なし (通行時に手帳を呈示)	①身体障がい者手帳または療育手帳 ②運転免許証またはマイナ免許証(障がい者本人が運転する場合) <自動車を登録する場合は以下の書類も必要> ③自動車検査証または軽自動車届出済証 ※令和5年1月4日以降に新たに自動車検査証の交付を受けられた方については、『 <u>自動車検査証記録事項</u> 』も必要です。 ④割賦契約書またはリース契約書(割賦購入または長期リースの方のみ)
手続き内容	必要書類
ETC 利用あり (自動車を登録の上、ETC レーンを通行可)	①身体障がい者手帳または療育手帳 ②運転免許証またはマイナ免許証(障がい者本人が運転する場合) ③自動車検査証または軽自動車届出済証 ※令和5年1月4日以降に新たに自動車検査証の交付を受けられた方については、『 <u>自動車検査証記録事項</u> 』も必要です。 ④割賦契約書またはリース契約書(割賦購入または長期リースの方のみ) ⑤ETC カード(障がい者本人名義) 20歳未満の方については親権者または法定後見人の名義のETC カードも対象 ⑥ETC 車載器の管理番号が確認できるもの(ETC 車載器セットアップ証明書など)

【駐車禁止除外指定車標章】

一定の要件に該当する方は、申請を行うことで「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けることができます。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

問 合 せ 先：高槻警察署(072)672-1234

【大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度】

一定の要件に該当する方は、申請を行うことで「大阪府障がい者等用駐車区画利用証」の交付を受けることができます。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

問 合 せ 先：大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課

TEL (06) 6944-2362

FAX (06) 6942-7215

【高槻市自動車改造助成事業】

身体障がいの方が所有し運転する自動車の改造に要する経費を助成するものです。

助成を希望される場合は、下記窓口までお問い合わせください。

窓 口：高槻市障がい福祉課（０７２）６７４－７１６４
市役所本館１階１３番窓口

対 象 者：次の①～④の要件をすべて満たす方
①身体障がい者手帳を所持されている方
②自らが所有し運転する自動車の操向装置等の一部を改造する必要がある方
③運転免許証に、運転できる自動車の種類等を限定する旨の条件がある方（自動車改造に係る限定条件）
④特別障がい者手当の所得制限限度額を越えていない方

助 成 額：１０万円以内（１人１台に限る）
※過去５年間に類似の助成を受けた方は対象外です。

【身体障がい者自動車教習費等の交付】

身体障がい者の方に自動車運転免許を取得する際に要する経費の一部を交付するものです。

免許証を交付されてから６か月以内に申請してください。

窓 口：高槻市障がい福祉課（０７２）６７４－７１６４
市役所本館１階１３番窓口

対 象 者：次の①～③の要件をすべて満たす方
①身体障がい者手帳を所持されている方
②高槻市内に居住し、住民登録されている方
③交付申請日の６か月以内に運転免許証の交付を受けた方

助 成 額：４万円以内（１人１回に限る）

⑧ 各種料金の減免

NHK 放送受信料の減免

次の場合に、NHK 放送受信料が減免されます。申請手続きが必要です。

受信料の減免には、「全額免除」と「半額免除」の2種類があります。

問 合 せ 先：NHK ふれあいセンター 0570-077-077

受付時間：午前9時～午後6時（土・日・祝日も受付）

最寄のNHK 放送局または営業センターまで

免除の種類	対象	適用条件
全額免除	○市町村民税非課税世帯の身体障がい者手帳所持者 ○市町村民税非課税世帯の知的障がい者 ○市町村民税非課税の精神障がい者保健福祉手帳所持者	世帯構成員全員が非課税
半額免除	○視覚・聴覚の身体障がい者手帳所持者 ○身体障がい者手帳1級または2級所持者 ○重度の知的障がい者 ○精神障がい者保健福祉手帳1級所持者	世帯主で受信契約者

※ここでの「世帯」とは、「住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者」をいいます。（NHK ホームページの質問集より）

◀WEB での免除申請が可能な対象▶（以下2点を満たしている方）

① 半額免除のうち、「視覚・聴覚の身体障がい者手帳所持者」、「身体障がい者手帳1級または2級所持者」、「精神障がい者保健福祉手帳1級所持者」、「療育手帳A所持者」の方

② マイナンバーカードをお持ちで、マイナポータルを利用されている方
詳しくは「NHK 受信料の免除案内サイト」をご覧ください。

https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/exemption_list.html



郵便料金の減免

【青い鳥郵便はがきの無償配布】

重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者で、受付期間内（4月～5月）に希望された方に、「青い鳥郵便葉書」が無償で配付されます。

利用の方法などの詳細につきましては、下記問合せ先にお問い合わせください。

問 合 せ 先：最寄の郵便局

対 象 者：●身体障がい者手帳1級または2級を所持している方
●療育手帳Aを所持している方

【その他】

上記の「青い鳥郵便はがきの無償配布」以外にも、各種郵便料金の減免を受けることができる場合があります。

制度の詳細につきましては、最寄の郵便局にお問い合わせください。

NTTの無料番号案内（ふれあい案内）

NTTでは、電話帳の利用が困難な視覚・上肢障がいの方、知的障がい及び精神障がいのある方を対象に、番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。ご利用には、事前に登録が必要です。

利用の方法などの詳細につきましては、下記問合せ先にお問い合わせください。

問 合 せ 先：フリーダイヤル 0120-104174（全国共通）

受付時間：午前9時～午後5時（月曜～金曜）

※土曜・日曜・祝日及び年末年始（12/29～1/3）は休業

対 象 者：身体障がい者手帳を所持者の場合、次のいずれかに該当する方が対象となります。

区分	等級
視覚障がい	1級～6級
上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	1級、2級
聴覚障がい	2級、3級、4級、6級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	3級、4級

ジェイコムの料金減免

要件を満たす場合に、月額利用料金の減免を受けることができます。

利用の方法などの詳細につきましては、下記問合せ先にお問い合わせください。

問 合 せ 先：ジェイコムカスタマーセンター（午前9時～午後6時 年中無休）
（0120）999-000

対 象 者：●身体障がい者手帳1級、2級
●療育手帳A、B1
●精神障害者保健福祉手帳1級

携帯電話の料金割引

料金が割引される場合があります。

手続きや詳細については、各携帯電話会社にお問い合わせください。

問 合 せ 先：各携帯電話会社

高槻市内の公共施設などの割引

高槻市内の下記の施設について、障がい者手帳を提示することにより、割引を受けることができます。

【市立自転車駐車場】

障がい者手帳を所持している方および介護者1名について、定期利用に限り、定期使用料の半額（10円未満切捨て）が減免されます。

施設により、利用料金が異なるほか、原付等がご利用いただける場合があります。

また、どの施設も障がい者手帳アプリ「ミライロID」（P45 記載）が使用できます。

利用の方法などの詳細につきましては、下記問合せ先にお問い合わせください。

問 合 せ 先：高槻市都市創造部 管理課 （072）674-7532

【市営駐車場】

障がい者手帳を所持している方が運転、もしくは同乗している場合に、一時使用料の有料部分の半額（10円未満切捨て）が減免されます。また、どの施設も障がい者手帳アプリ「ミライロID」（P45 記載）が使用できます。

問 合 せ 先：下記及び次ページの担当課又は施設に直接お問い合わせください

施設	割引方法	担当課
高槻駅南立体駐車場	以下2点の方法があります。 ①精算機のインターフォンを使用し、カメラに障がい者手帳を提示する ②精算機に「ミライロID」のQRコードをかざす ※ ミライロIDは4月より順次対応を予定しており、精算機の更新状況によって上記方法が使用できない場合があります。その場合は、精算前に係員へ障がい者手帳を提示してください	都市創造部 管理課 674-7532
桃園町駐車場		
高槻駅北地下駐車場		
芥川緑地駐車場	精算前に係員へ障がい者手帳を提示する	都市創造部 公園課 674-7516
安満遺跡公園駐車場	精算前に管理事務所へ障がい者手帳を提示する	歴史にぎわい部 歴史文化財室 674-7652
萩谷総合公園駐車場	駐車場に設置している電話を使用し、カメラに障がい者手帳を提示する	市民共創部 スポーツ振興課 674-7649
古曽部防災公園駐車場		

総合スポーツセンター 駐車場		
堤運動広場駐車場		
牧田運動広場駐車場		
庄所運動広場駐車場		
高槻城公園芸術文化劇場 駐車場	精算前に劇場総合案内へ、障がい者手帳を提示する	歴史にぎわい部 芸術文化振興課 674-7414
施設	割引方法	担当課
市民プール駐車場	精算前に管理事務所へ 障がい者手帳を提示する	市民共創部 スポーツ振興課 674-7649
保健所駐車場	精算前に保健所1階へ 障がい者手帳を提示する	
総合保健福祉センター 駐車場	精算前に保健センター1階窓口へ 障がい者手帳を提示し、 サービス券を受け取る	保健所 健康医療政策課 661-9330
高槻島本夜間休日応急 診療所駐車場	診療所の玄関前に設置している事前 精算機のインターフォンを使用し、カ メラに障がい者手帳を提示する	
子ども未来館駐車場	精算前に受付へ 障がい者手帳を提示する	子ども未来部 子ども保健課 648-3272
服部図書館	カウンターで障がい者手帳を提示す る	市民生活環境部 服部図書館 668-1085

【その他市内公共施設】

割引率（割引内容）、割引方法は下記または次ページを参照ください。また、どの施設も障がい者手帳アプリ「ミライロID」（P45 記載）が使用できます。

問 合 せ 先：下記及び次ページの担当課又は施設に直接お問い合わせください

施設	割引率（割引内容）・割引方法	担当課
番田温水プール（バンブー） 番田2丁目13番3号 TEL 674-2411	割引率（割引内容）：5割 割引方法：受付で障がい者手帳 を提示	都市創造部 下水河川企画課 674-7432

施設	割引率（割引内容）・割引方法	担当課
クリンピア前島 前島4丁目18番1号 TEL 669-3165	割引率（割引内容）：5割 割引方法：受付で障がい者手帳を提示	市民生活環境部 資源循環推進課 669-1886
市民プール 芝生町4丁目3番11号 TEL 677-7200	割引率（割引内容）：5割 割引方法：受付で障がい者手帳を提示	市民共創部 スポーツ振興課 674-7649
総合スポーツセンター 芝生町4丁目1番1号 TEL 677-8200		
萩谷総合公園野球場・サッカー場 大字萩谷111-1 TEL 699-0700		
古曽部防災公園体育館・野球場 古曽部町3丁目15-1 TEL 681-0031		
市立テニスコート （萩谷・郡家・西大樋・芥川）		
運動広場 （南大樋・堤・牧田・庄所）		
桃園小学校・阿武山小学校 夜間照明		

各種施設の割引

映画館などの施設を利用する際に割引を受けることができる場合がありますので、各施設の窓口などに直接お問い合わせください。

問 合 せ 先：各施設に直接お問い合わせください

障がい者手帳アプリ「ミライロID」

施設等を利用する際に、障がい者手帳の代わりにスマートフォンのアプリ画面を提示することで本人確認を行い、割引を受けられる場合があります。

問 合 せ 先：各施設に直接お問い合わせください

⑨ 相 談

相 談 窓 口

●高槻市障がい福祉課

高槻市桃園町2番1号 高槻市役所本館1階13番窓口
TEL(072)674-7164 FAX(072)674-7188

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者手帳の申請受付、障がい福祉サービスの利用や日常生活に関することなどについて相談に応じます。

●高槻市福祉相談支援課

高槻市桃園町2番1号 高槻市役所本館1階14番窓口
TEL(072)674-7171 FAX(072)674-5135

障がいのある方の心配ごとや困りごとなどの生活相談や、成年後見制度・虐待等についての相談に応じます。

●高槻市障がい者基幹相談支援センター

高槻市福祉相談支援課内
TEL(072)674-7171 FAX(072)674-5135

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市役所福祉相談支援課内に障がい者基幹相談支援センターを設置しています。障がい者基幹相談支援センターでは、地域の相談支援事業者との連携やネットワークの強化を図っていくことで、障がいのある方々が身近な地域で相談でき、最適なサービスを受けることができるよう地域全体の相談支援体制の一層の充実を図っていきます。

●高槻市立障がい者福祉センター

高槻市城内町1-1-1
TEL(072)672-0267 FAX(072)661-3508

障がい者とその家族を対象に、各種相談に応じています。
ご相談される際は、事前に電話・FAXにてご連絡ください。手話通訳が必要な方は申し出てください。

相談支援	生活全般の相談に応じます。予約が必要です。
法律相談	法的な各種相談を弁護士が受けます。 相談日時：毎月第4木曜日 午後1時30分～4時30分 1回の相談時間は50分です。予約が必要です。

●高槻市子育て支援課

高槻市北園町6-30 子育て総合支援センター（カンガルーの森）
TEL(072)686-3030（代表）

○子育て相談に関して

子ども家庭みまもりセンター

TEL(072)686-5431

○児童福祉法上のサービス利用等に
関する相談について

児童発達支援事務所

TEL(072)686-3032

●高槻市保健所保健予防課

高槻市城東町5-7

TEL(072)661-9332 FAX(072)661-1800

指定難病に関する相談や申請受付などを行っています。また、こころの病気や精神障がい者などの治療及び療養について、保健師や社会福祉士などがご相談に応じます。

●高槻市子ども保健課

高槻市八丁畷町12-5（高槻子ども未来館2階）

TEL(072)648-3272 FAX(072)648-3274

母子健康手帳の交付、妊娠・出産・育児の総合相談、お子様の健康診査や予防接種、小児慢性特定疾病に係る医療費給付及び自立支援員による自立支援事業など、母子保健に関する業務を行っています。

●大阪府吹田子ども家庭センター

吹田市出口町19-3

TEL(06)6389-3526 FAX(06)6369-1736

障がい児についての専門的、総合的な相談や判定、施設利用の手続きなどを行っています。

●大阪府立障がい者自立相談支援センター

(障がい者医療・リハビリテーションセンター内)

大阪市住吉区大領3丁目2番36号

○身体障がい者支援課 TEL(06)6692-5262 FAX(06)6692-5340

○知的障がい者支援課 TEL(06)6692-5263 FAX(06)6692-3981

ホームページ：<http://www.pref.osaka.jp/jiritsusodan/>

○身体障がい者支援課：身体障がい者及び難病等による障がい者の補装具や自立支援医療（更生医療）の判定及び専門的相談・指導（身体障がい者更生相談所業務）を実施するとともに、巡回相談の場などに理学療法士（PT）及び作業療法士（OT）を派遣しています。また、高次脳機能障がいについての相談にしています。

○知的障がい者支援課：知的障がいの判定及び専門的相談・指導（知的障がい者更生相談所業務）を実施するとともに、発達障がいを伴う知的障がいのある方々への支援を実施しています。

●大阪府こころの健康総合センター「こころの電話相談」

TEL(06)6607-8814 [相談専用]

相談日時：月・火・木・金曜日（年末年始・祝日を除く）

午前9時30分から午後5時00分

こころの病やこころの健康に不安をお持ちの方、医療機関や障がい福祉サービスなどを知りたい方のために電話相談を行っています（電話によるカウンセリングではありません）。

●おおさか精神科救急ダイヤル

TEL0570-01-5000

受付時間：平日 午後5時～翌朝9時

土日祝日及び年末年始 午前9時～翌朝9時

夜間・休日を中心に精神科医療に関する緊急的な相談に対応するため、24時間体制の電話相談窓口において精神保健福祉士等の専門相談員が、内容に応じて助言や、医療機関その他の利用案内を行います。

※緊急を要しない相談や継続的なカウンセリングに応じることはできません。

※受診や入院にかかる相談について、直接医療機関の斡旋を行うことはできません。

※病院空床情報に関する照会に応じることはできません。

●**障がい者相談支援事業**（事業者への委託で実施、利用者負担はありません）
障がいのある方が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活の中で感じる不安なことやお困りのこと、福祉に関する各種相談に応じ、必要な情報の提供や助言、必要な支援を行っています。

事業所名	連絡先
生活支援センターあんだんて※	高槻市郡家本町 5-2 TEL681-4755 FAX681-4900
相談支援センタースキップ	高槻市高槻町4番17号 TEL668-4620 FAX668-4530
相談支援センターわかくさ	高槻市唐崎 1277 TEL668-3851 FAX679-3044
地域生活支援センターらいと	高槻市真上町 2-3-23 TEL686-5833 FAX686-5822
高槻地域生活支援センターオアシス	高槻市松川町 25-5 TEL662-8130 FAX662-8131
高槻西部地域活動支援センターステップ	高槻市富田町 5-17-5 TEL694-9898 FAX694-9899
地域生活相談所ライラック	高槻市富田町4-7-16 TEL676-5513 FAX676-5531
聖ヨハネ障がい者相談支援事業 (高槻市立障がい者福祉センター内)	高槻市城内町 1-11 TEL672-0267 FAX661-3508

※「生活支援センターあんだんて」では、発達障がいに関するお困りのことや福祉に関する各種相談に応じ、必要な情報の提供や助言、必要な支援も行っていきます。

●**ぼちぼちクラブ**（わかちあい電話）

TEL(06)6748-0163（火・木曜日 午後2時～午後4時30分）

精神障がい者の様々な相談に応じています。

●障がい者相談員

(月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※年末年始・祝日を除く)

障がい者およびその家族の方々が、日常生活の身近な問題について、相談等を行っていただくため、高槻市が委嘱した相談員の方々です。お気軽にご相談ください。

※相談員の任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。

※不在の場合もあります。

○身体障がい者相談員

氏 名	障がい種別	電 話 番 号
野 口 則 夫	視覚	072-675-1232
藤 井 啓 義	聴覚	072-661-4714 (FAX)
貞 方 計 三	肢体	072-672-0672
田 代 美 代 子	肢体	
中 川 嘉 孝	言語	
清 水 梅 乃	内部	
永 田 佐 智 子	内部	
富 田 文 余	聴児	

○知的障がい者相談員 電話番号：072-672-0672

氏 名	氏 名
北川 美保子	堀 切 公 代
門脇 由美子	樋 口 礼 子
和 田 光 子	加 地 佐 智 代
和 田 弘 美	

○精神障がい者相談員 電話番号：072-672-0672

氏 名	氏 名
置 村 益 美	近 藤 美 和 子

障がい者団体など

○高槻喉友会

住所	城内町1-1-1 障がい者福祉センター内	電話番号	072-672-0672
構成メンバー	喉頭摘出者		
障がいの内容	音声機能障がい		
主な活動	手術後の生活指導、会員相互の交流と親睦、代用音声の発声指導		

○高槻市視覚障害者福祉協会

住所	城内町1-1-1 障がい者福祉センター内	電話番号	072-675-1232
構成メンバー	18歳以上の視覚障がい者		
障がいの内容	全盲、弱視、視野障がいなど。中途障がい含む。		
主な活動	いつでもどこでも外出できる事を課題とし、約10のサークル活動で親睦交流を実施しています。		

○高槻市身体障害者福祉協会

住所	城内町1-1-1 障がい者福祉センター内	電話番号	072-672-0672
構成メンバー	18歳以上の身体障がい者		
障がいの内容	身体障がい者（義足、義手、装具、車いす、杖等）中途障がい含む。		
主な活動	一泊旅行、歩行訓練、ワープロ等各種文化教室開催		

○高槻市腎友会

住所	城内町1-1-1 障がい者福祉センター内	電話番号	072-672-0672
構成メンバー	人工透析患者		
障がいの内容	腎臓疾患による人工透析患者		
主な活動	医療補助・至適透析の継続、移植の推進、腎バンクキャンペーン実施		

○高槻市聴力障害者協会

住所	城内町1-1-1 障がい者福祉センター内	電話番号	072-672-0672
構成メンバー	聴覚障がい者・失聴者・難聴者	FAX	072-661-4714
障がいの内容	聴覚障がい。中途障がい含む。		
主な活動	聴覚障がい者および手話に対する理解の啓蒙、防災対策の確立、特に災害情報の伝達システムの確立		

○高槻市精神障害者家族会明星会

住所	城内町1-1-1 障がい者福祉センター内	電話番号	072-672-0672
構成メンバー	精神障がい者の家族		
障がいの内容	心・身体がしんどい、人目を気にする、動作が緩慢でテキパキ応答できない、空耳、妄想		
主な活動	「病気は誰でもかかるもの 身構えない、恐れない、心の病気」を地道に訴え理解と協力を求めています。		

○高槻手をつなぐ親の会

<https://takatsuki-oyanokai.jp/>

住所	城内町1-1-1 障がい者福祉センター内	電話番号	072-672-0672
構成メンバー	知的障がい児者の保護者		
障がいの内容	言語によるコミュニケーションが苦手、こだわり、多動、奇声等 障がいの現れ方は人それぞれです。		
主な活動	知的障がい児者理解のための啓発活動（講演会、懇談会）、会員相互の親睦交流 バス旅行（年1回）、絵画教室、ボウリング同好会、ミュージックケア各月1回		

○高槻難聴児親の会

住所	城内町1-1-1 障がい者福祉センター内	電話番号	072-672-0672
構成メンバー	難聴児の保護者		
障がいの内容	聴力障がい、補聴器、人工内耳の利用、コミュニケーション能力の獲得の遅れ		
主な活動	交流会（バス旅行）、お楽しみ会や文化教室の実施 各年1回 言葉の学習会、書道教室、英語教室 各月1回		

○自閉症の人のバリアフリーを考える親の会はぐくみ

住所	城内町1-1-1 障がい者福祉センター内	電話番号	072-672-0672
構成メンバー	自閉症スペクトラム障がい児者の保護者		
障がいの内容	対人関係・社会性の障がい、コミュニケーションの障がい、興味・関心のかたより、こだわり、感覚過敏など		
主な活動	自閉症の正しい理解や支援についての勉強会や講演会の開催、啓発活動		

【ボランティア団体】

ボランティア活動についてのご相談・お問合せについては、高槻市ボランティア・市民活動センター（072-661-2202）へご連絡ください。

グループ名	活動内容
高槻手話サークル うの花	手話の習得、手話通訳、聴覚障がい者問題の学習
高槻筆記通訳グループ エール	高槻市要約筆記者派遣事業の受託、講演会等における要約筆記活動、要約筆記の習得、聴覚障がい者問題の学習
朗読奉仕 光グループ	視覚障がい者のための朗読奉仕
点訳サークル むつみ会	点字の習得、点訳本の作製、高槻市視覚障害者福祉協会の要請による手引き等

【協会など】

○一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会

大阪市東成区中道1丁目3-59大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内
TEL 06-6748-0615 FAX 06-6748-0616

視覚障がい者の家庭に指導員を派遣し、更生に必要な生活訓練や点字指導、家事、育児の指導などのほか、相談・助言を行っています。

○公益社団法人大阪聴力障害者協会

大阪市東成区中道1丁目3-59大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内
TEL 06-6748-0380 FAX 06-6748-0383

一般教養・家庭教育・生活技術等に関する学習の機会を提供するため成人学校を開設したり、相談・助言指導を行っています。ろうあ高齢者支援のため、介護保険事業の居宅介護支援事業所、訪問介護事業所として指定を受け、居宅介護計画の作成、ろうあ者及び手話通訳者ヘルパーの派遣を行っています。

○社会福祉法人大阪障害者自立支援協会

大阪市天王寺区上汐4丁目4-1 大阪府ITステーション内
TEL 06-6776-1221 FAX 06-6776-1224

一般教養・家庭教育・生活技術等に関する学習の機会を提供するため社会教育事業を実施したり、相談・助言指導を行っています。

○社会福祉法人大阪府肢体不自由者協会

大阪市中央区法円坂1丁目1-18 大阪市教育会館内
TEL 06-6940-4181 FAX 06-6943-4661

- ・肢体不自由児(者)がいる家庭を訪問して、家庭での療育上の指導や助言を行っています。
- ・在宅の肢体不自由児(者)に、家庭で機能訓練などに利用できる器具の交付を行っています。
- ・重症心身障がい児(者)や重度知的障がい児(者)がいる家庭に週1回ボランティアによる指導員を派遣し、家庭での訓練やレクリエーションなどを実施しています。

○社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会

大東市末広町15-6
TEL 072-869-6555 FAX 072-889-2365

知的障がい児(者)がいる家庭を指導員が訪問して、家庭での養育上の指導や助言を行っています。

○一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会

大阪市東成区中道1丁目3-59大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内
TEL 06-6748-0312 FAX 06-6748-0316

身体障がい者に関するあらゆる生活相談に応じるとともに、スポーツ大会・文化祭等の行事に取り組んでいます。

○公益財団法人 阪喉会

大阪市西区江戸堀1丁目22-38三洋ビル203
TEL 06-6444-1321 FAX 06-6444-1432

喉頭摘出者に対する発声訓練指導を行っています。

障がい者虐待に関する相談窓口

障がい者に対する虐待は、障がい者の尊厳を傷つける行為です。また、障がい者の自立や社会参加をすすめるためにも虐待を防止することが非常に重要です。こうしたことから、障害者虐待防止法が平成24年10月1日から施行されました。

- 高槻市障がい者虐待防止センター（高槻市障がい者基幹相談支援センター内）
高槻市役所本館1階14番窓口
TEL(072)674-7171 FAX(072)674-5135

養護者、障がい者福祉施設従事者等、雇用先での障がい者虐待に関する通報又は届出、障がい者虐待防止に関する相談

- 大阪府障がい者権利擁護センター
TEL・FAX(06)6944-6615

雇用先での障がい者虐待に関する通報又は届出

成年後見制度に関する相談窓口

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、財産管理（不動産や預貯金などの管理など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約など）などの法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援を行う制度です。

- 福祉相談支援課
高槻市桃園町2番1号 高槻市役所本館1階14番窓口
TEL(072)674-7171 FAX(072)674-5135

成年後見制度に関する相談を受け付けています。

- 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室（あいあいねっと）
〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター3階
TEL(06)6191-9500（月曜日～金曜日 午前10時～午後4時）
（祝日・年末年始を除く）

認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が十分ではない方の権利と財産を守るために「地域権利擁護総合推進事業」を実施しています。

地域権利擁護総合推進事業

<p><電話相談> センター職員がお話を伺い助言します。</p>	<p>TEL 06-6191-9500 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 (祝日・年末年始を除く)</p>
<p><専門相談> 弁護士・社会福祉士による面接相談を行います。</p>	<p>電話予約が必要です。 毎週木曜日 午後1時～と午後2時30分～</p>

※その他、「日常生活自立支援事業」、「市民後見人養成・活動支援事業」などがあります。

●NPO法人権利擁護たかつき

〒569-0805 大阪府高槻市上田辺町3番29号

TEL(072)686-3400

法人として、精神障がい・知的障がい・身体障がいを問わず障がい者の方の成年後見の受託などを行っています。

就労に関する相談窓口

●ハローワーク茨木（茨木公共職業安定所）

茨木市東中条町1-12

（8時30分～17時15分（月～金）【土・日・休祝日・年末年始休み】

TEL(072)623-2551（専門援助部門・・・部門コード42#）

就職を希望する人に対して仕事に関する職業相談・職業紹介を行っています。

●高槻市歴史にぎわい部 産業振興課

高槻市桃園町2番1号

TEL(072)674-7411 FAX(072)675-3133

「障がい者雇用相談」として、就労に向けた相談や支援を行っています。相談予約は事前に電話・FAXにてご連絡ください。

<p>障がい者雇用相談</p>	<p>事業主や障がい者からの雇用就労に関する相談に対して専門的な知識を有する相談員がお答えします。 相談日時：毎月第2・第4月曜日（祝日の場合は翌日） 午後1時～4時 場所：高槻市役所総合センター12階 1回の相談時間の目安は60分以内です。予約が必要です。</p>
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

●高槻市障がい者就業・生活支援センター

高槻市高槻町4番17号

TEL(072)668-4510 FAX(072)668-4530

障がい者の自立を促進するため、可能な限り地域で生活しながら雇用の場に就き、社会参加することができるよう、就職のための準備から、就職、職場定着までの相談や援助を行っています。詳細については、センターまでお問い合わせください。

就学に関する相談窓口

見え方や聞こえ方、身体の動き、発達や健康上の課題等で、学校生活を送る上で「特別な支援」が必要かどうかについて相談を行っています。また、必要に応じて、支援学校や支援学級への就学、通級指導教室への入室についても相談を行っています。

問 合 せ 先：高槻市教育委員会事務局教育指導課

高槻市役所総合センター10階

TEL(072)674-7631

または、各学校までお問い合わせください。

消費生活に関する相談窓口

●高槻市立消費生活センター（高槻市紺屋町1番2号 クロスパル高槻2階）

市民のための消費生活に関する相談窓口です。商品を購入したりサービスを利用した際の販売方法や契約等に関するトラブルについて、解決のためのお手伝いをします。還付金詐欺など特殊詐欺のご相談も受け付けています。

その他、消費生活に関する出前講座や情報提供なども行っています。

消費生活相談 【電話・面談】	相談日時：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～12時 午後1時～5時 場所：クロスパル高槻2階 相談専用 TEL (072)682-0999 ※市外の方や受付時間外は、 消費者ホットライン188（局番なし）をご利用ください。
消費生活に関する 無料法律相談 【面談】	相談日時：毎月第2・4月曜日（祝日の場合は翌日） 午後1時30分～4時30分（一人30分） 場所：クロスパル高槻2階 ※要事前予約。弁護士が対応。消費生活相談員が同席します。

⑩ 緊急時の支援

高機能消防指令センター（消防緊急情報システム）

障がい者に対する消防（火災、救急、救助）活動の充実を図るため、対象者の情報を高槻市消防本部へ登録します。これらの個人情報については、災害時における消防活動以外には使用しません。

高槻市消防本部は、この消防緊急情報システムの活用を推進しておりますので、ご協力をお願いします。

問 合 せ 先：高槻市消防本部 指令調査室

TEL(072)674-7991 FAX(072)675-8119

登 録 対 象：●身体障がい者手帳1・2級

●療育手帳A

●精神障がい者保健福祉手帳1級

※上記以外で希望される方は、高槻市消防本部へご連絡ください。

登 録 項 目：●障がいの種別、●住所、●氏名、●生年月日、●性別、

●電話番号

災害時要援護者支援事業

災害時の避難支援等をすみやかに行える体制づくりを進めるため、市に申請いただいた対象者の情報を、民生委員児童委員、地区福祉委員会、地区コミュニティなどの地域の団体に提供します。

これらの個人情報については、事業の目的以外には使用しません。

支援を希望される方は、事前に申請が必要です。

問 合 せ 先：高槻市健康福祉部 地域共生推進室

TEL(072)674-7162 FAX(072)674-7820

高槻市役所総合センター14階

対 象 者：●身体障がい者手帳1・2級

●療育手帳A

●精神障がい者保健福祉手帳1級

●75歳以上のひとり暮らし高齢者

●介護保険の要介護度4・5

●上記以外で支援を希望される方

※なお、施設や病院などに長期入所・入院している方は対象となりません。

地域の団体に提供される情報：●氏名、●年齢、●性別、●住所、●電話番号、

●支援を必要とする状況

救急医療情報キット

障がい者手帳をお持ちの方に無料で救急医療情報キットの配布を行っています。事前申請は不要で、キットは原則当日お渡しします。代理での受け取りも可能です。希望される方は、障がい者手帳を持って、高槻市障がい福祉課までお越しください。

- 窓** □：高槻市障がい福祉課
TEL(072)674-7164 FAX(072)674-7188
市役所本館1階13番窓口
- 内 容**：持病やかかりつけ病院、障がいの内容などを書いた紙を入れ、冷蔵庫に保管するためのもので、救急時に駆けつけた救急隊が迅速に必要な情報を把握し、スムーズな対応に繋がれるよう備えておくものです。
また、必要に応じて、医療情報等用紙の内容を更新するようにしてください。

キ ャ ッ ト 内：次のとおりです。

●医療情報等用紙

ご自身の医療や障がいなどの情報をご記入ください。

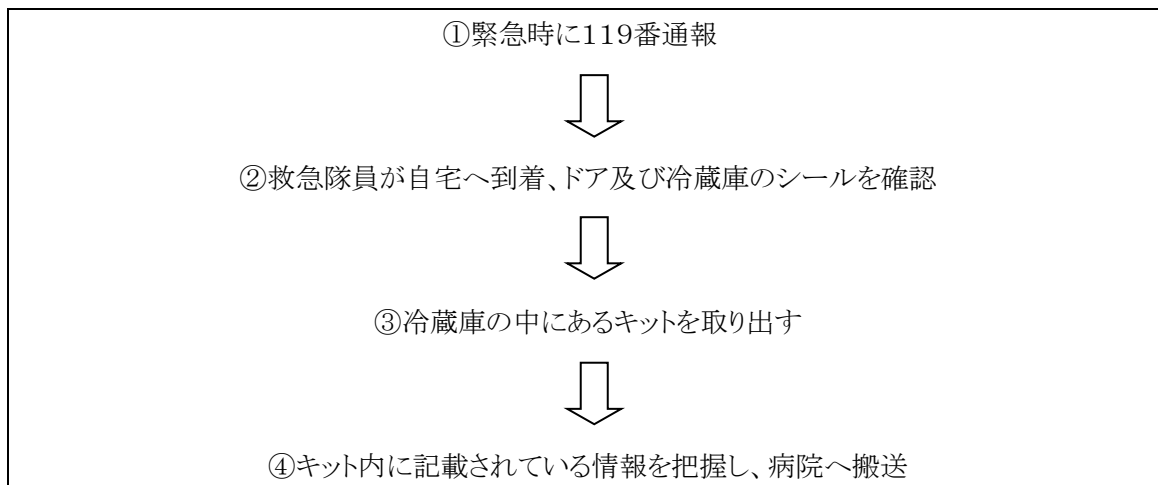
●筒状容器

筒状の容器にシールを貼り、医療情報等用紙を入れて冷蔵庫に保管してください。

●シール

冷蔵庫と玄関ドア内側等見えるところに貼ってください。防犯のため、シールは玄関ドアの「内側」に貼ってください。

救急医療情報キット活用例：



緊急・災害情報伝達サービス（障がい者・高齢者向け）

防災行政無線（屋外スピーカー）の放送で緊急・災害情報を確認することが困難な対象者に、緊急・災害情報を『電話』『FAX』『メール』のいずれかで配信します。

問 合 せ 先：高槻市危機管理室

高槻市桃園町2番1号 高槻市役所総合センター6階

TEL(072)674-7314 FAX(072)675-8184

対 象 者：●（視覚・聴覚などの）身体障がい者

●75歳以上の一人暮らしで、携帯電話・スマートフォンなどを保有していない方

※上記以外で希望される方は、危機管理室へご連絡ください。

登 録 方 法：（電話・FAX）申込書を危機管理室へ持参・郵送・FAXにて提出
（メール）toroku.takatsuki-city@raidan2.ktaiwork.jp へ空メールを送付し、返信されたメールに基づき登録

※申込書は危機管理室の窓口のほか、市ホームページ等から入手可能

※登録は代理人でも可

※防災行政無線の放送内容に基づき、順次配信しますが一部本サービスの対象外となる放送があります。

聴覚・言語障がい者向け緊急通報システム Net119

携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して119番通報を行うことができるサービスです。利用するには携帯電話やスマートフォンを使用して事前に登録が必要です。

問 合 せ 先：高槻市消防本部指令調査室

TEL(072)674-7990 FAX(072)675-8119

メール info@fd-takatsuki.jp

対 象 者：高槻市在住・在勤・在学の方で音声による119番通報が困難な方

詳細及び登録方法：右の二次元コードから参照できます。

操作の難しい方、ご自身での登録に不安のある方は、上記問合せ先までご連絡ください。



⑪ そ の 他

高槻市社会福祉協議会

制度の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

問合せ先：社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会

〒569-0065 高槻市城西町4番6号

TEL(072)674-7496 FAX(072)661-4901

【移送サービス（福祉有償運送事業）】

市内に在住の車椅子を使用する障がい者や高齢者を対象に、車椅子専用スロープ付き自動車での外出の援助を行います。（利用には介助者が必要です。）

利 用 内 容：ボランティアによる車両での送迎

登 録 料：1,200円（年間）

※ただし、年度途中については月割で1か月100円

利 用 料：利用距離によって1乗車あたりの利用料が定められています。

【車いすの貸出】

市内にお住まいの方で、ケガや病気等により日常生活を営むのに支障がある方に対して、車いすの貸出を行います。

利 用 料 金：1日30円×利用日数

【大阪府生活福祉資金貸付事業】

低所得者、障がい者または高齢者の世帯を対象に低利で資金をお貸しする制度です。この制度による貸付を希望される場合は、高槻市社会福祉協議会までお問い合わせください。

資金貸付には、審査要件などがあります。

【日常生活自立支援事業】

判断能力に不安がある方が、安心して在宅生活を送れるように、下記のサービスを行い、自立生活を支援します。（収入・預貯金に応じて利用料が変わります。）

福祉サービスの利用援助相談	福祉サービスの利用をはじめ自立支援のための一般相談を行います。
日常的金銭管理サービス	利用者に代わり、生活支援員が預貯金の出し入れ、公共料金や医療費等の支払い、福祉サービスの利用料の支払いを行います。
財産預かりサービス	利用者の財産をお預かりし、金融機関の貸金庫で保管します。 【財産】：定期・定額預貯金通帳、有価証券、実印、不動産権利証、契約書、遺言書など

郵便による不在者投票

身体に重度の障がいのある有権者が、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けることにより、郵便などによる不在者投票をすることができます。

問 合 せ 先：高槻市選挙管理委員会 (072)674-7676
高槻市役所総合センター13階

対 象 者：次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 両下肢、体幹、移動機能（脳原性）の障がい1～2級
- ② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい1、3級
- ③ 免疫、肝臓の障がい1～3級
- ④ 上記の障がい程度に該当することを高槻市長が証明した方
- ⑤ 要介護状態区分 要介護5の方

代 理 記 載：郵便等による不在者投票ができる対象者の内、下記の(1)または(2)に該当する方については、郵便等による不在者投票をする際に代理記載をさせることができます。

(1) 身体障がい者手帳に上肢または視覚の障がい1級と記載されている方

(2) (1)の障がい程度に該当することを高槻市長が証明した方

必 要 書 類：①～④：●身体障がい者手帳、●証明書（注1）

⑤：●介護保険被保険者証

（注1）上記④または(2)に該当する場合のみ。証明願（用紙は選挙管理委員会にあります）を障がい福祉課に提出し交付を受けてください。

歯科診療

一般の歯科診療所では治療が困難な方は、下記施設に御相談ください。

また、下記以外の施設につきましては、大阪府のホームページ「障がい者歯科診療施設」（歯と口の健康づくり）内も参照して下さい。

問 合 せ 先：高槻市立口腔保健センター (072)661-9105
高槻市城東町5-1

大阪府営住宅

府営住宅の募集では、さまざまな応募区分が設定されています。要件などの詳細につきましては、下記窓口までお問合せ下さい。

問 合 せ 先：大阪府営住宅高槻管理センター (072)685-1092
高槻市高槻町15番8号ダイエツビル5階
営業時間：午前9時～午後6時（日・祝・年末年始除く）

募 集 期 間：申込書配布期間及び申込受付期間は、次のとおりです。

○開始日：偶数月の1日（1日が土・日・祝日の場合は第1営業日）

○終了日：同月の15日（15日が土・日・祝日の場合は翌営業日）

広報誌の点字版、音声版、手話版

広報誌の点字版と音声版を発行しています。また、広報誌の内容の一部を手話で表現した動画を市ホームページで公開しています。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

問合せ先：高槻市広報戦略室

市役所本館3階

TEL (072) 674-7306、FAX (072) 674-7301

【点字広報たかつき】

たかつき DAYS（広報たかつき）の内容を点字に訳した「点字広報たかつき」を発行。視覚障がい者の方を対象に毎月配布しています。配布を希望の方は、広報戦略室までお問い合わせください。

発行日：毎月8日

【声の広報たかつき】

たかつき DAYS（広報たかつき）の全記事を音声で収録した「声の広報たかつき」を発行。視覚障がい者の方を対象にデイジー版 CD を毎月配布しています。配布を希望の方は、広報戦略室までお問い合わせください。なお、市ホームページでも聞くことができます。

発行日：毎月8日

【手話広報たかつき】

手話の普及のため、広報誌の内容の一部を手話で表現した動画「手話広報たかつき」を市ホームページで公開しています。なお、DVD での貸し出しを希望する方は、障がい者福祉センター（TEL 072-672-0267、FAX 072-661-3508）までお問い合わせください。

発行日：毎月10日

障がい者のためのシンボルマークについて

国際シンボルマーク



このマークは、障がい者が利用できる建築物・施設や公共輸送機関であることを明確に示す全世界共通の国際シンボルマークです。このマークはすべての障がい者を対象としたもので、特に車イスを利用する障がい者を限定し使用されるものではありません。

必要な方は、下記窓口へご相談の上、ご購入ください。なお、個人の車に表示することは、マーク本来の主旨とは異なり、障がい者が乗車していることを周囲に知らせる程度の表示となります。したがって、道路交通上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。また、障がい者専用の駐車場を優先的に利用できるなどの証明にもなりません。

【窓口】公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会（JSRPD）

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL03-5273-0601 FAX03-5273-1523

ヘルプマーク



このマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要とされている方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成したマークです。

大阪府では大阪府各保健所及び各市区町村障がい福祉担当課にて無料で配布しており、本市では市内5か所（障がい福祉課窓口・障がい者福祉センター・子育て総合支援センター・保健予防課窓口・子ども保健課窓口）で配布しております。

【窓口】高槻市障がい福祉課

〒569-0067 高槻市桃園町2-1

TEL072-674-7164 FAX072-674-7188

ハートプラスマーク



このマークは、心臓疾患などの内部障がいがあることを示すシンボルマークで、内部障がい者・内臓疾患患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会が提唱しています。身体に「内部障がい・内部疾患」があっても、外観からは分からない方の存在を視覚的に示し、理解への第一歩とするため、広く利用を呼び掛けています。

【窓口】ハートプラスの会

公式サイト<<https://www.normanet.ne.jp/~h-plus/>>

視覚障がい者のための国際シンボルマーク



このマークは、世界盲人連合（WBU）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。この信号機は視覚障がい者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されていたり、音楽が流れたりします。

【窓口】社会福祉法人 日本盲人福祉委員会

〒162-0051 東京都新宿区西早稲田2-18-2

日本視覚障害者センター2階

TEL03-5291-7885 FAX03-5291-7886

聴覚障がい者を表示する国際シンボルマーク



このマークは、世界ろう連盟（WFD）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。いくつかの国で定期刊行物やポスター、また、聴覚障がい者が通訳その他のサービスを受けられる場所で使用されています。

【窓口】世界ろう連盟

聴覚障がい者のシンボルマーク（国内：耳マーク）



このマークは、聴覚障がいを示す耳が図案化されたものです。目の不自由な人の「白い杖」などと同様に、耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案され、預金通帳、年金証書などに貼って、呼び出しなど聞こえないことへの配慮を求める場合などに使用されています。

【窓口】一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

〒162-0066 東京都新宿区市谷台町14-5 MSビル市ヶ谷台1階

TEL03-3225-5600 FAX03-3354-0046

オストメイトマーク



このマークは、オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）を示すシンボルマークです。オストメイト対応トイレ（排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などの配慮がされているトイレ）であることを示すために、トイレの入り口に表示するものです。

【窓口】公益社団法人 日本オストミー協会

〒124-0023 東京都葛飾区東新小岩1-1-1 トラスト新小岩901号

TEL03-5670-7681 FAX03-5670-7682

身体障がい者補助犬啓発マーク



このマークは、補助犬を啓発するために、施設やお店の入り口などに貼るマークです。補助犬とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」、「介助犬」、「聴導犬」の3種類を言います。一般のペットとは異なり、認定された犬だけが「補助犬」と名乗れます。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、受入れが義務付けられています。

【窓口】厚生労働省社会・援護局

身体障がい者標識（四つ葉のクローバーマーク）



このマークは、肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。

【窓口】各市交通安全協会

聴覚障がい者標識



このマークは、聴覚障がい者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。また、周囲のドライバーは、聴覚障がい者が警音器の音では危険を認知できない場合があることをご理解ください。

【窓口】各市交通安全協会

高槻市民憲章

条文

1 高槻は わたくしたちの 自治のまち

わたくしたちは、市民としての自覚と責任をもって、進んでまちづくりに参加します。

2 高槻は 心と心を 結ぶまち

わたくしたちは、信頼と愛情を深め、すべての差別をなくし、自由と公正を守ります。

3 高槻は 住みよい環境 めざすまち

わたくしたちは、あらゆる公害をなくし、生活の安全を守り、花と緑を育てます。

4 高槻は 生きるよろこび 燃やすまち

わたくしたちは、体を鍛え、仕事に励み、明るい家庭と社会を築きます。

5 高槻は 文化の華を 咲かすまち

わたくしたちは、人間性豊かな教養を高め、輝く市民の文化を創ります。

編集：高槻市健康福祉部福祉事務所障がい福祉課